

平成21年6月19日
山口県報号外別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

平成19年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

第1 包括外部監査の特定事件

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用状況について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 直営施設</p> <p>(1) 全般</p> <p>ア 公の施設の管理について、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表することとされているが、これまで通知等の趣旨に沿って管理主体のあり方の検討はされているものの、県民に対して十分な公表がなされていないと認められる。【指摘】</p> <p>イ 外部監査の対象とした31の施設については、結果的に包括外部監査結果報告書により公表されることになるが、その他の直営施設においては、直営を維持することの理由を公表し、県民への説明責任を果たすべきと考える。【意見】</p> <p>(2) 直営の各施設</p> <p>ア 山口県知的障害者更生相談所 研修業務の効率化に向けて委託の効果を検証し、外部委託の可能性について検討する必要がある。【意見】</p> <p>イ 山口県身体障害者更生相談所 業務のうち民間委託の可能な部分については、今後、外部委託の可能性について検討する必要がある。【意見】</p> <p>ウ 山口県身体障害者福祉センター 併設されている身体障害者更生相談所の体制の整理と併せて、利用者数の減少の傾向と肢体不自由者の障害者サービスのニーズを分析し、今後、サービスの提供を継続するか否かの検討が必要と思われる。【意見】</p> <p>エ 山口県このみ園</p> <p>(ア) 定員数の見直しを行い効率的な運営をめざすことを検討する必要</p>	<p>(主務課 総務部人事課)</p> <p>直営施設49施設について、指定管理者制度導入の検討を行い、平成20年3月17日に開催した山口県県政改革推進委員会において報告するとともに、県ホームページで検討結果を公表した。</p> <p>同上</p> <p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>研修事業の一部(相談支援従事者研修等)の民間等への委託については、委託する研修の種類、委託に要するコスト、委託に伴う研修の質等の確保、委託可能な団体の有無などの課題について、引き続き検討していく。</p> <p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>同上</p> <p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>障害者自立支援法の施行に伴う新体系サービスへの移行検討作業の中で、高次脳機能障害への対応などのニーズを踏まえながら、適切なサービスのあり方を検討していく。</p> <p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>定員の見直しを行い、平成21年4月から110人の定員を60人に変更した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p>

<p>がある。【意見】</p> <p>(イ) みのり棟は、一部倉庫として利用しているものの、未利用部分があり、利活用の方策の検討が必要である。【意見】</p>	<p>老朽化等による損耗の激しい棟であることから、再利用に係る課題について検討を進める。</p>	<p>改善途中</p>
<p>オ 山口県松光園</p> <p>(ア) ろうあ児施設が廃止された場合は、聴覚に障害のある児童等に対して、この施設の機能を担うことが可能な施設の情報提供が必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>松光園で行っていた短期入所事業や日中一時支援事業は、代替事業所を確保し実施している。また、代替サービスについては、児童相談所や市町等を通じて情報提供を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 職業自立に向けた職業訓練や生活訓練等を受ける生徒等の寄宿舎への入舎が見込まれることから、生徒等の特性やニーズに応じた有効利用を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年4月に教育委員会に移管し、平成21年4月から山口南総合支援学校の寄宿舎として活用している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 山口県立火の山公園</p> <p>親しめ、憩える公園として整備を行うために、運営に民間のノウハウ等の活用を検討することも必要と思われる。【意見】</p>	<p>(主務課 土木建築部都市計画課)</p> <p>今後、必要に応じ民間のノウハウを活用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>キ 山口県立亀山公園</p> <p>今後、未整備区域の整備を進めていく段階において、運営に専門的知識等を必要とするものについては、民間のノウハウ等の活用を検討することも必要と思われる【意見】</p>	<p>(主務課 土木建築部都市計画課)</p> <p>今後、必要に応じ民間のノウハウを活用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ク 山口きらら博記念公園</p> <p>指定管理者の指定については、共同体方式(コンソーシアム方式)も考えられるが、県民の施設利用の安全性の確保と効率的な管理運営の確保の両面から検討されるべきである。【意見】</p>	<p>(主務課 地域振興部地域政策課)</p> <p>指定管理者制度を視野に、効率的な管理・運営方法について、今後検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ケ 山口県動物愛護センター</p> <p>動物の飼養管理及び施設の維持管理等については、管理運営の一層の効率化を図るため、民間委託に際して競争原理の確保に留意する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 環境生活部生活衛生課)</p> <p>動物の飼養管理等の事務は、犬・ねこの処分業務に関連が深く、切り離すことが困難なため、一体的に民間に委託している。犬・ねこの処分は専門的な業務で競争性を発揮することは困難であるが、引き続き、管理運営の効率化を図っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>コ 山口県精神保健福祉センター</p> <p>今後、心の健康に関する新たなニーズに対応した事業展開を図るに当たっては、センター機能の強化に係る組織編成等の検討も必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部健康増進課)</p> <p>心の健康に関しては、平成20年度に自殺専用電話相談窓口を設置するなど対策を強化しており、今後もニーズに対応した事業展開を図っていく。</p>	<p>措置済み</p>

<p>サ 山口県交通安全学習館 利用が現在以上減少するようであると、直営施設としての存在理由の検討が必要になり、どれだけの利用水準を確保するのか目標水準を定め、達成状況により施設のあり方の検討が必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 警察本部交通部交通企画課) 平成20年度は、利用水準目標を2万人以上と設定し、テレビ番組等での積極的広報、「新型四輪車体験シミュレーター」の導入、交通安全高齢ドライバー1日ドック、交通安全土曜塾、大学生に対する交通安全教育等多面的な運営を実施した。結果として約2万5百人の利用があり、今後も直営施設としてニーズに対応した事業展開を図っていく。</p>	措置済み
<p>シ 山口県若者就職支援センター ワンストップサービスを提供するためのコーディネート機能を果たす民間事業者が現れたときには、指定管理者制度への移行を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 商工労働部労働政策課) 平成22年度から指定管理制度を導入することとし、今後、条例改正等の準備を進める予定である。</p>	改善途中
<p>ス 山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター 民間の事業者が森のチャレンジコースの指導ができる人材を雇用し、指定管理者に応募することは近い将来十分考えられるので、指定管理者制度への移行についても常に考えておく必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 青少年等を対象とした自然体験活動や不登校対策などの県の施策プログラムを実施しており、適切な管理運営や指導体制を確保する必要があることから、直営とする。</p>	措置済み
<p>セ 山口県立総合医療センター 県の基幹病院としての役割と同時に採算を重視し、第三者機関による評価等の導入及びその情報公開を含めた検討が必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課) 国のガイドラインに基づき、外部有識者会議の意見を聞きながら、「県立病院改革プラン」を平成20年度に策定したところである。この中で、県の基幹病院としての役割を踏まえて、病院の機能強化と経営健全化を更に進めていくこととしており、今後、その実施状況について適宜点検評価を行うこととしている。</p>	改善途中
<p>ソ 山口県立こころの医療センター 県の基幹病院としての役割と同時に採算を重視し、第三者機関による評価等の導入及びその情報公開を含めた検討が必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課) 同上</p>	改善途中
<p>2 指定管理者制度導入施設</p>	<p>(主務課 総務部人事課)</p>	
<p>(1) 全般</p>		
<p>ア 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p>		
<p>(ア) 指定管理料総額のコスト削減について</p>		
<p>a 公募環境の整備</p>	<p>公募環境の整備に必要な方策として掲げられた、十分な公募期間の確保、情報開示の充実、応募資格の検討、インセンティブの確保の各項目について以下のと</p>	改善途中

<p>である。【意見】</p>	<p>おり改善を図っていくとともに、決定事項については、内部規程の策定等を検討する。</p>	
<p>b 十分な公募期間の確保 今後、指定管理者制度の導入をする施設や再指定の場合には、特に、利用料金制を採用する施設や文化事業を行う施設については、応募するかどうかの検討や事業計画書作成のための期間が十分確保される必要があり、「指定管理者制度の導入ガイドライン」でも少なくとも1か月としていることから、公募期間を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>次回指定に向け、全体のスケジュール等への影響も勘案しつつ、引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>c 情報開示の充実等 今後の指定管理者制度の導入や再指定に向けて、施設の現状の運営状況と課題等の情報開示を継続すること、また、より一層充実させることが必要である。【意見】</p>	<p>毎年度のモニタリング結果の概要を県のホームページで公表しており、施設の情報開示を継続している。今後より一層情報開示を充実させることを検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>d 応募資格の検討 主たる事務所を県内に有することという要件は応募の資格要件から除くことができないか、公平性や指定管理者制度導入の趣旨等の観点から検討することも必要である。【意見】</p>	<p>次回指定に向け、緊急時対応、県内事業者の保護、一定の競争性の確保などの観点から、引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>e インセンティブの確保 (a) 現状の募集要項では、利用料金収入が増加すれば、過大な利益を除き指定管理者の利益となる旨が規定されている。この過大な利益の範囲が募集要項では明らかではないが、指定管理者の管理業務の前向きな努力への意欲を低下させないように、また県民の理解が得られるように、募集要項で取扱いを明確にできないか検討する必要がある。【意見】</p>	<p>「指定管理者制度の導入ガイドライン」では、募集要項の標準的な規定として「県が支払う委託料の額等に関する事項」を挙げ「利益が生じた場合における利益金の取扱等を明示すること」としている。次回募集時に所管課を通じて取扱いの徹底を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 指定管理者のコスト削減の努力の結果、剰余金が生じた場合の取扱いが募集要項に定められていない。その取扱いを明確にすることを検討することが必要である。【意見】 (イ) 指定管理者のサービス改善方策について</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>

<p>a 各施設は改善の必要性を認識しており、具体的に施設の認知度の向上、利用者サービスの向上、施設の特色を活かした運営等の改善策を着実に進めることが必要である。【意見】</p>	<p>改善策の実施状況についてモニタリングで確認することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 県（人事課）は、平成18年度の指定管理業務に対して行ったモニタリングの結果を総括し県民に公表しており、このことを継続すると同時に、公表結果等に対する県民（施設の利用者以外の人を含めた）の意見（パブリックコメント）を取り上げる仕組みを構築することを検討すべきではないかと思われる。【意見】</p>	<p>平成19年度のモニタリング結果概要についても県のホームページ（人事課・行政改革推進コーナー）で公表し、情報開示を継続している。また、掲載ページには行政改革推進のため意見・提案を求める旨の記載を行い、幅広く意見を募集している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 指定管理者の指定時期について これから指定管理者を募集する施設や再指定の場合には、指定の時期をもう少し早く、例えば前年の9月にすることなどが考えられないか検討することも必要である。【意見】</p>	<p>次回指定に向け、全体のスケジュール等への影響、現指定管理者のサービスの質の確保等に留意しつつ、引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(I) 包括協定書等の作成状況について 施設に特有な事項がある場合を除き、管理業務に必要な事項は、協定内容を統一し、包括協定書等の作成をすべきである。【意見】</p>	<p>今後、所管課と協議の上、標準的な包括協定書を示し、施設におおむね共通する管理業務の取扱いについて統一を図っていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(オ) リスク分担について a 指定管理者がリスク分担によらない修繕費の支出を行うことは適切ではなく、突発的な故障等に伴う大規模修繕に対して、県が速やかに対応できる仕組みを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>突発的な大規模修繕の未然防止のため、修繕費の予算措置にあたっては、今後予測されるリスクなども踏まえた対応を行っている。実際に発生した場合は、緊急度・安全性等を考慮し、県と協議するよう指導する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 修繕費の県の負担について、1件当たり100万円以上という他に、年間の修繕費の必要額が一定金額（小規模修繕の累積限度額）を超える場合、当該リスクに対する手当てを検討すべきではないかと考える。【意見】</p>	<p>指定管理者のインセンティブ確保の観点から、修繕費も含め、指定管理料の精算は行っていないところであり、今後も指定管理者が適切な修繕費見積もりを行えるよう、情報提供に努めるとともに、計画的な修繕を行うよう指導する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 県は、指定管理者がリスク分担に従った資金の運用ができるように配慮する必要がある。【意見】</p>	<p>予算措置に当たっては、緊急度・必要度等を考慮し、施設設置者として適切に措置しているところであり、不適切な処理がなされた事案については別途経緯等を確認し、今後の取扱いの参考とする。 また、予算措置がなされなかった修繕</p>	<p>措置済み</p>

	等について、リスク分担を超え、指定管理者が工事の実施を希望する場合は、協議経緯やリスク分担を超える理由等について明記した資料を残すよう指導する。	
<p>(カ) 事業報告書について 利用者の満足度などのアンケート結果は、必要な情報として、指定管理者が作成する事業報告書には必ず記載するよう指導する必要がある。【意見】</p>	標準的な包括協定書において規定することを検討する。	改善途中
<p>(キ) モニタリングの確実な実施について a 一部の施設では管理運営業務の実施状況の履行確認の結果がモニタリング報告書に記載されていたが、多くの施設では明確に記載されていない。未履行の有無について文書で具体的に記載すべきである。【意見】</p>	平成21年度以降の定期モニタリング実施時に、履行確認の結果を報告書に具体的に記載するよう徹底する。	措置済み
<p>b 管理業務の質に関するモニタリングでは、公平、公正かつ専門的見地からの評価をするために、有識者等から構成される評価委員等や外部のコンサルタントによる第三者評価の活用を検討することも必要である。【意見】</p>	第三者評価の活用については、導入についてのメリット・デメリット、導入済み施設の規定方法等を勘案しつつ、引き続き対象施設の拡大について検討を行う。	改善途中
<p>(ク) 収支に係る専用口座について 指定管理料の受入れに際しては、専用の口座を作成すべきである。 また、指定管理者が経費の支払いをするために、指定管理業務開始日より近い日に指定管理料の支払いをする必要がある。【意見】</p>	専用口座の作成については、標準的な包括協定書において規定することを検討する。指定管理料の支払いについては、意見を踏まえた取組がなされるよう徹底を図る。	改善途中
<p>(ケ) 利用料金制について a 所管課は、今後、公の施設がその役割をより果たしていくため、無料開放日の行事の内容などに、地域住民に企画の段階から参加を求めることや、意見を反映することが可能となるように、指定管理者に対し、指導や地域の情報提供などの支援をより進めるべきである。【意見】</p>	公の施設がその役割をより果たせるよう、指定管理者に対する指導及び情報提供などの支援に努めていく。	措置済み
<p>b 所管課は、利用料金制の実施により、指定管理者の管理運営が経費の削減による収益性優先の傾向にならないようにするため、特に利用者の満足度調査結果の分析などによるサービスの</p>	利用者満足度調査の実施結果等によりサービスの質について適切に評価を行うよう、モニタリングの徹底を図ることとした。	措置済み

<p>質の評価にも注視すべきであり、モニタリングを十分に実施する必要がある。【意見】</p>		
<p>(コ) 「調達備品」と「貸与備品」の指定期間終了時等の取扱いについて</p>		
<p>a 指定期間終了時等の引渡し方法について、貸与備品と調達備品を区別して包括協定書、指定書等に明示すべきである。 【意見】</p>	<p>貸与備品及び調達備品については、適切に協定されているとされた施設を参考に、標準的な包括協定書等に規定することを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>b 指定管理料により調達した備品で、耐用年数が指定管理期間を超えるものについては、例えば、次の指定管理者が残存価格で引き継ぐことができるなど、応分の負担において、かつ、指定管理業務の円滑な移行が可能となる仕組みを検討することが必要と思われる。【意見】</p>	<p>示された規定例などを参考に、標準的な包括協定書等に規定することを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(カ) 指定管理者が県の外郭団体の場合の県職員の派遣について</p>		
<p>a 外郭団体見直し実施計画に添って派遣職員の解消に向けて進めることが必要である。【意見】</p>	<p>今後とも外郭団体見直し実施計画に沿った計画的な解消に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 県職員の派遣を漸次解消していく過程において、県は、公の施設の設置者として、施設のサービス提供の質が低下しないように、監視と指導が必要である。 【意見】</p>	<p>サービスの質についてモニタリングで監視を行っていくとともに、指導の徹底を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(キ) 個人情報の保護について</p>		
<p>個人情報保護に関して適切な取扱いが行われなかった場合には、取消し事由に該当することを協定書に定め、責任を明確にすべきと思われる。【意見】</p>	<p>標準的な包括協定書等に規定することを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ク) 情報公開について</p>		
<p>指定管理者は、県民に対しての説明責任を果たすために積極的に情報公開に努める必要がある。 【意見】</p>	<p>意見を踏まえた取組がなされるよう、通知文書により、所管課を通じて徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ケ) 老朽化が進行している公の施設の管理</p>		
<p>公の施設の老朽化の問題への対応は、県の施設の整備方針や中長期計画に基づいて行われるものと考え、施設の統廃合や民間への移管などを含めて着実に進める必要がある。【意見】</p>	<p>施設の統廃合や民間への移管も含め、老朽化への対応等、施設のあり方について幅広く検討を行っている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>(ウ) 県と指定管理者の協働について</p> <p>a 県は、施設の充実したサービスを行うために、指定管理者への情報提供や地域の特徴などについて指導・支援をより進める必要がある。【意見】</p>	<p>意見を踏まえた指導・支援を進めるよう、通知文書により、所管課を通じて徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 管理業務の責任範囲等を明確にするために、指定管理者間での引継方法を協定書等において具体的に定めることが必要ではないかと考える。【意見】</p>	<p>内部規程の策定、標準的な包括協定書等への規定などを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>c 翌年度以降の指定管理予定者に対し、施設について、あらかじめ研修が必要と認められる場合には、研修を実施することを定めることも検討すべきと思われる。【意見】</p>	<p>引継の一環として、内部規程の策定、標準的な包括協定書等への規定などを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>d 指定管理期間中に指定管理者からサービスの向上につながる新たな提案があり、条例改正による対応が必要である場合は、指定管理者制度の導入の趣旨に鑑みて柔軟に対応することなど、対応の仕方を検討しておく必要がある。【意見】</p>	<p>意見については、他の候補者との公平性が損なわれないか配慮しつつ、指定管理者制度の今後の運用の参考とする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 県と指定管理者は、公の施設の管理状況についての情報交換をより進め、問題点を共有し、解決に向けて協力関係をより強固にすることが必要であると思われる。【意見】</p>	<p>協力関係をより強固にするため、引き続き、情報交換等を進めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p>		
<p>(ア) 内部牽制（相互チェック）について</p> <p>今後、不適切な処理が発生しないためにも、上司あるいは担当者以外の者が可能な限りチェックする体制を構築する必要がある。【意見】</p>	<p>指定管理者の出納事務のチェック体制について、通知文書により、所管課を通じて指導を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 現金収入の記帳の時期について</p> <p>帳簿外の現金を持たないように現金受領時に現金出納簿等に記帳を行うべきである。【意見】</p>	<p>指定管理者の現金出納事務の適正化について、通知文書により、所管課を通じて指導を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 領収書等の管理状況について</p> <p>所管課のモニタリングにおいても十分な指導とチェックが行われる必要がある。【意見】</p>	<p>定期モニタリング実施時に、包括外部監査の結果を踏まえ、適切に実施するよう、所管課に対し文書で依頼を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(I) 施設等関係</p>		

<p>指定管理業務開始日までに県と指定管理者双方が立会し、貸与備品の有無及びその状況について確認を行うことが必要である。</p>	<p>貸与備品の確認について、意見を踏まえた取組がなされるよう、次回募集時に取扱いの徹底を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 (オ) 長期継続契約について 単年度契約を行っている定型的な業務委託契約について、複数年契約を行うことにより契約金額の削減を行うことができないか経済性の観点から検討する必要がある。</p>	<p>複数年契約について、意見を踏まえた取組がなされるよう、通知文書により、所管課を通じて徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 (2) 指定管理者制度導入各施設 ア 山口県みほり学園</p>	<p>(主務課 健康福祉部こども未来課)</p>	
<p>(ア) 指定管理者制度の管理事務 a 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが包括協定書第15条で定められているが、その記載がない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の事業報告書から、剰余金が生じた理由を記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 包括協定書において、管理業務の一つに「施設及び設備の維持管理に関すること」と定められているが、その具体的な内容は特に定められていない。 【意見】</p>	<p>意見を受け確認したところ、管理する施設及び設備については、包括協定書第4条の別表第1の財産目録に掲げるとおりであり、維持管理については同第19条の別表第2のリスク分担表に定める項目によって定められていた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 指定管理者の選定理由が公表されていない。【意見】</p>	<p>非公募施設の選定理由の公表について、引き続き検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>d 包括協定書第9条で、業務の委託制限に関する定めはあるが、管理業務の一部を第三者に委託する場合、県の承認を求めるとの定めがない。県の承認があれば可能である旨の規定をすることを検討する必要がある。 【意見】</p>	<p>平成20年3月27日付けで変更協定を締結した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 平成18年度終了後、施設に向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。確実に実施し、その状況を文書により作成し、保存する必要がある。 【意見】</p>	<p>平成19年度分から、現地確認を実施し、その状況を記載した文書を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 利用者の生活に不可欠な設備等の突発的な故障に伴う大規模修繕が発生している。リスク分担では県が負担することになる工事であるが、指定管理者が負担している。指定管理者がリスク分担によらない修繕費の支出</p>	<p>突発的な大規模修繕の未然防止のため、修繕費の予算措置にあたっては、今後予測されるリスクなども踏まえた対応を行っている。実際に発生した場合は、緊急度・安全性等を考慮し、県と協議するよう指導する。</p>	<p>措置済み</p>

<p>を行うことは適切ではなく、突発的な故障等に伴う大規模修繕に対して、県が速やかに対応できる仕組みを検討する必要がある。【意見】</p>		
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a その他支出関係 みほり分校と共用で使用している施設の維持管理費用は、みほり学園が全て負担しており、みほり分校には按分等による負担を求めている。みほり分校の費用負担の検討が必要である。【指摘】</p>	<p>こども未来課と教育庁特別支援教育推進室とが協議をもち、費用負担について、今後、検討・協議していくこととした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>b 体育館利用料の徴収について 特定の4団体のみ取扱要領に記載された利用料を半額にしている。明確な根拠に基づくものではなく公平性を欠くものであり、取扱いを明確にすべきである。【意見】</p>	<p>平成20年10月、山口県みほり学園集団治療棟利用取扱要領を改正し、利用料金の設定等を統一化するなど取扱いを明確にした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 契約関係 随意契約の場合の業者選定基準を明確にする必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年3月に、随意契約に係る競争性・公平性確保の一環として、指定管理者の経理規定及び契約事務取扱要領を改正し、見積業者の選定は原則として県又は市町の「資格者名簿」の中から行うこと、選定理由を明確にしておくこと等の規定を加えた。 (主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 山口県たちばな園</p>		
<p>(ア) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 指定管理料の精算 剰余金の他に、退職給与積立預金8,788千円を積立しているが、要積立額6,258千円を2,530千円超過して積立している。 この点を加味すれば、剰余金は2,420千円ではなく4,950千円である。【指摘】</p>	<p>平成18年度の福祉医療機構の支給乗率の改定により、退職給与引当金の急激な増額の必要が生じた。その激変緩和措置として、県との協議のもと5ヵ年で退職給与の必要額を計上することとしたが、18年度は剰余金が多く生じたため、退職給与と積立預金の積み立て目標額の早期達成を図るため、18年度の退職積立金預金に追加計上し、次年度以降の退職給与積立金を減額することとしたものである。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 指定書の管理業務のうち、自立支援給付費及び利用者負担金の徴収に関することは委託の根拠を明示して別途委託とすることが適当である。【指摘】</p>	<p>平成20年4月に、別途委託契約を締結した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 剰余金が生じた場合は、事業</p>	<p>平成19年度の事業報告書から、剰余金</p>	<p>措置済み</p>

<p>報告書に剰余金が生じた理由を記載することが包括協定書第6条第2項で定められているが、その記載がない。【指摘】</p>	<p>が生じた理由を記載した。</p>	
<p>d 包括協定書には管理業務の委託に関する制限の規定がない。委託の制限に関する旨の規定を定めるとともに、県の承認があれば可能である旨の規定をすることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年4月に包括協定書の一部を変更し、当該規定を設けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 事業計画書が指定管理業務開始後2か月を超えて提出されている。できるだけ早期に提出される必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から是正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 備品関係について指定期間終了時等の際、県へ引渡しをする場合の取扱いは、貸与備品と調達備品に分けて規定すべきである。【意見】</p>	<p>平成20年4月に包括協定書の一部を変更し、当該規定を設けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>g 平成18年度終了後、施設に向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。確実に実施し、その状況を文書により作成し、保存する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度分から、現地確認を実施し、その状況を記載した文書を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>h 利用者の生活に不可欠な設備等の突発的な故障に伴う大規模修繕が発生している。リスク分担では県が負担することになる工事であるが、指定管理者が負担している。指定管理者がリスク分担によらない修繕費の支出を行うことは適切ではなく、突発的な故障等に伴う大規模修繕に対して、県が速やかに対応できる仕組みを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>突発的な大規模修繕の未然防止のため、修繕費の予算措置にあたっては、今後予測されるリスクなども踏まえた対応を行っている。実際に発生した場合は、緊急度・安全性等を考慮し、県と協議するよう指導する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 利用者からの預り金について管理台帳と預金通帳の突合を行った結果、定期預金の繰越金額を誤って管理台帳に二重に計上していたため、5件、4,300千円の記載誤りが発見された。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに修正するとともに、担当者と責任者の複数名により台帳と預金残高等のチェックを行うなどチェック体制を強化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 施設等関係 平成18年度の固定資産の取得8件のうち7件は、予定価格と</p>	<p>指定管理者の経理規定及び契約事務取扱要領の周知・再確認を図り、予定価格</p>	<p>措置済み</p>

<p>契約金額が同金額となっている。 予定価格の設定について検討が必要である。【指摘】</p> <p>c 契約関係 居室テレビを1,796千円で年度末に見積合せによる随意契約により購入しているが、「社会福祉法人における入札契約等の取扱い」によれば、予定価額が1,600千円以下の場合には随意契約によることができる旨が定められており、契約の方法が適当ではない。【指摘】</p> <p>d 利用者からの預り金について (a) 基本的には預り金は入所者が施設内で生活するために必要とされる資産に限定し、必要以上の資産を預らないように、預り資産の範囲を定めることの検討が必要である。 【意見】 (b) 預金通帳の印鑑も預っているが、利用者に対してシャチハタではない印鑑を使用するように指導すべきである。 【意見】 (c) 定期預金通帳及び証書を預っているが、満期日ごとに利息を管理台帳に記帳し、利用者への残高報告をすることを検討すべきである。【意見】 (d) 施設では利用者の高齢化が進んでおり、「成年後見制度」をよりわかりやすく説明することや、活用する場合の問題点への対応等について検討を進める必要がある。【意見】</p> <p>e 現金管理について 現金実査は、原則的には日々行う必要がある。さらに、上司が随時実査するなどの仕組みを定める必要がある。【意見】</p> <p>ウ 山口県華南園 (7) 指定管理者制度の管理事務 a 指定管理料の精算 剰余金の他に、退職給与積立預金7,897千円を積立てているが、要積立額6,846千円を1,051千円超過して積立てている。 この点を加味すれば、剰余金</p>	<p>の適正な設定について徹底した。</p> <p>「社会福祉法人における入札契約等の取扱い」に基づく適正な契約執行について徹底を図った。</p> <p>個人の資産を施設内で本人が管理する場合の環境整備や、本人が管理しない場合の後見の在り方等課題も多く、継続して検討していく。</p> <p>平成19年10月から、シャチハタではない印鑑を順次使用することとし、平成19年12月に全て取り替えを終えた。</p> <p>満期日到来分ごとに、順次利息の記帳、残高報告を行うこととした。</p> <p>保護者会等で成年後見制度の説明会を実施するなど、制度の普及に向け対応している。</p> <p>意見を踏まえ、現金実査について、担当者が日々確認するとともに、責任者が週2回以上確認を行うよう、管理体制を改善した。 (主務課 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>平成18年度の福祉医療機構の支給乗率の改定により、退職給与引当金の急激な増額の必要が生じた。その激変緩和措置として、県との協議のもと5ヵ年で退職給与の必要額を計上することとしたが、</p>	<p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	---

<p>は6,028千円ではなく7,079千円である。【指摘】</p>	<p>18年度は剰余金が多く生じたため、退職給与積立預金の積み立て目標額の早期達成を図るため、18年度の退職積立金預金に追加計上し、次年度以降の退職給与積立金を減額することとしたものである。</p>	
<p>b 指定書の管理業務のうち、利用に係る支援費、自立支援給付及び利用者負担金の徴収に関することは委託の根拠を明示して別途委託とすることが適当である。【指摘】</p>	<p>平成20年4月に、別途委託契約を締結した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが包括協定書第6条第2項で定められているが、その記載がない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の事業報告書から、剰余金が生じた理由を記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 包括協定書には管理業務の委託に関する制限の規定がない。 委託の制限に関する旨の規定を定めるとともに、県の承認があれば可能である旨の規定をすることを検討する必要がある。 【意見】</p>	<p>平成20年4月に包括協定書の一部を変更し、当該規定を設けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 事業計画書が指定管理業務開始後2か月を超えて提出されている。できるだけ早期に提出される必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度分から是正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 平成18年5月1日から、理学療法士1名の雇用の確保ができておらず、人員配置に1名欠員が生じている。【意見】</p>	<p>平成19年4月に理学療法士1名を採用し、欠員を解消した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>g 平成18年度終了後、施設に向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。確実に実施し、その状況を文書により作成し、保存する必要がある。 【意見】</p>	<p>平成19年度分から、現地確認を実施し、その状況を記載した文書を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>h 利用者の生活に不可欠な設備等の突発的な故障に伴う大規模修繕が発生している。リスク分担では県が負担することになる工事であるが、指定管理者が負担している。指定管理者がリスク分担によらない修繕費の支出を行うことは適切ではなく、突発的な故障等に伴う大規模修繕に対して、県が速やかに対応できる仕組みを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>突発的な大規模修繕の未然防止のため、修繕費の予算措置にあたっては、今後予測されるリスクなども踏まえた対応を行っている。実際に発生した場合は、緊急度・安全性等を考慮し、県と協議するよう指導する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>i 故障により修理不能となった</p>	<p>緊急性を伴う備品の更新については、</p>	<p>措置済み</p>

<p>備品のうち、放置すると運営に支障を来すなど緊急性の高い備品に限って指定管理者が更新したということであるが、県（所管課）は、計画外で多額の調達が必要が生じた場合に迅速な対応ができるよう検討が必要である。【意見】</p>	<p>基本的には指定管理料の中での対応としながらも、特に高額備品の対応については、利用者の立場を踏まえ、予備費で対応する等、迅速かつ適切に対処していく。</p>	
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 施設等関係 指定管理の対象施設については、指定管理を導入する前に確定させておくべきことであり、指定管理者募集要項に記載が必要である。【指摘】</p>	<p>次回の指定管理者募集要項作成時から、記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 施設等関係 指定管理の対象となる施設の中に、宿舍棟（鉄筋コンクリート造 523.02㎡）があるが、入居者はなく未使用の施設となっている。今後の活用について検討が必要である。【意見】</p>	<p>障害福祉サービスのニーズを踏まえつつ、活用策を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>c 利用者からの預り金について (a) 基本的には預り金は入所者が施設内で生活するために必要とされる資産に限定し、必要以上の資産を預らないように、預り資産の範囲を定めることの検討が必要である。【意見】</p>	<p>個人の資産を施設内で本人が管理する場合の環境整備や、本人が管理しない場合の後見の在り方等課題も多く、継続して検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(b) 定期預金通帳及び証書を預っているが、満期日ごとに利息を管理台帳に記帳し、利用者への残高報告をすることを検討すべきである。【意見】</p>	<p>満期日到来分ごとに、順次利息の記帳、残高報告を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 施設では利用者の高齢化が進んでおり、「成年後見制度」をよりわかりやすく説明することや、活用する場合の問題点への対応等について検討を進める必要がある。【意見】</p>	<p>保護者会等で成年後見制度の説明会を実施するなど、制度の普及に向け対応している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(d) 安全性等の管理面から小口現金の預りは限度額を設定し、それ以外は預金で預るように規定化することを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>一時的な支払いのために超過したケースが3件あったが、安全面等の配慮から、利用者自治会との申し合わせの上、小口現金の預かり上限額を1万円とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 人件費関係 各種手当てなどの申請書類は社会福祉事業団本部へ申請を忘</p>	<p>送付したマスターについては、送信日を記入し保管するなど変更確認の証左を</p>	<p>措置済み</p>

<p>れるという可能性があるため、本部でのマスター変更が行われたことを確認する手続きを定める必要がある。【意見】</p>	<p>残すように徹底した。</p>	
<p>エ 山口県華の浦学園</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	
<p>(ア) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証</p>		
<p>所管課が山口県社会福祉事業団本部に向いて施設の管理状況を聴取しており、現地確認した状況について文書として残されたものはない。【意見】</p>	<p>平成19年度分から、確認状況の文書を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 指定書に規定している管理業務のうち、利用に係る支援費及び利用者負担金の徴収に関することは、委託の根拠を明示して別途委託とすることが適当である。【指摘】</p>	<p>平成20年4月に、別途委託契約を締結した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが包括協定書第6条第2項で定められているが、その記載がない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の事業報告書から、剰余金が生じた理由を記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 包括協定書には管理業務の委託に関する制限の規定がない。委託の制限に関する旨の規定を定めるとともに、県の承認があれば可能である旨の規定をすることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年4月に包括協定書の一部を変更し、当該規定を設けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 事業計画書が指定管理業務開始後2か月を超えて提出されている。できるだけ早期に提出される必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度分からは是正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 平成18年度終了後、施設に向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。確実に実施し、その状況を文書により作成し、保存する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度分から、現地確認を実施し、その状況を記載した文書を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 寄付金の寄付目的について 寄付申込書に使用目的の記載がなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、記載するよう是正した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 寄付金や実習生食事負担金の現金収受について 寄付金や実習生食事負担金を現金で収受したときに会計処理</p>	<p>指摘後直ちに、現金収受のときに会計処理を行うよう是正した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>をしておらず、口座入金したときに会計処理をしている。</p>		
<p>【指摘】</p>		
<p>c 施設等関係</p>		
<p>(a) 指定管理の対象施設については、事前に詳細に調査を行い指定管理導入前に確定させておくべきことであり、指定管理者募集要項に記載が必要である。【指摘】</p>	<p>次回の指定管理者募集要項作成時から、記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 取得した固定資産4件のうち、1件について納品書及び検収調書がなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、納品時における納品書及び検収調書の確認を複数人で行うよう、チェック体制を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 契約関係</p>		
<p>(a) 見積書を取得する必要があるにもかかわらず、取得していないものが1件あった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、指定管理者の経理規程及び契約事務取扱要領の周知・再確認を図り、契約事務の適正化について徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(b) 清掃の履行を確認するための清掃日誌に確認印の漏れがあった。【指摘】</p>	<p>委託契約に基づき、委託者及び受託事業者の双方で再確認する等、徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 請書が必要であるにもかかわらず、作成していないものが1件あった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、指定管理者の経理規程及び契約事務取扱要領の周知・再確認を図り、契約事務の適正化について徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 利用者負担金の徴収事務について</p>		
<p>支援費の滞納金が平成18年度末現在、4名で約20万円あるので、回収促進に向けて、所管課に対し、利用者の収入状況等の情報提供を適切に行う必要がある。【意見】</p>	<p>毎月、利用者の収入状況及び未収納額を県へ報告するよう指示を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 利用者からの預り金について</p>		
<p>(a) 小口現金出納簿の記載を出納担当者が行っているが、その担当者以外の者による小口現金出納簿と現金の実査及び照合が行われていない。【意見】</p>	<p>意見を踏まえ、複数でチェックする体制に改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(b) 基本的には預り金は入所者が施設内で生活するために必要とされる資産に限定し、必要以上の資産を預らないように、預り資産の範囲を定めることの検討が必要である。【意見】</p>	<p>個人の資産を施設内で本人が管理する場合の環境整備や、本人が管理しない場合の後見の在り方等課題も多く、継続して検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>g 人件費関係</p>		
<p>(a) 各種手当てなどの申請書類</p>	<p>送付したマスターについては、送信日</p>	<p>措置済み</p>

<p>は社会福祉事業団本部へ変更申請等を忘れるという可能性があるので、本部でマスター変更が行われたことを確認する手続きを定める必要がある。</p>	<p>を記入し保管するなど変更確認の証左を残すように徹底した。</p>	
<p>【意見】 (b) 給与は振込みであるにもかかわらず、給与支給明細一覧表に各職員へ押印を求めているが、押印の際、他の職員の給与明細額等が見え、個人情報保護の観点からも押印は不要である。【意見】</p>	<p>平成19年9月から、押印を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 維新百年記念公園</p>	<p>(主務課 土木建築部都市計画課)</p>	
<p>(ア) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 指定管理料の精算</p>		
<p>(a) 指定管理業務以外の収益事業に係る清掃維持管理業務委託費が指定管理料の積算数値に含まれている。これは、実績確認では不完全履行剰余金としての処理が必要である。</p>	<p>清掃業務は平成20年度から収益事業に計上した。また、平成19年度分については、決算で修正し、指定管理料を返還した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(b) 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが包括協定書第16条で定められているが、その記載がない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の事業報告書から、剰余金が生じた理由を記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 年度末近くに大規模修繕が発生している。リスク分担では県が負担することになる工事であるが、指定管理者が負担している。指定管理者がリスク分担によらない修繕費の支出を行うことは適切ではなく、突発的な故障等に伴う大規模修繕に対して、県が速やかに対応できる仕組みを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>突発的な大規模修繕の未然防止のため、修繕費の予算措置にあたっては、今後予測されるリスクなども踏まえた対応を行っている。実際に発生した場合は、緊急度・安全性等を考慮し、県と協議するよう指導する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 理事のメンバー構成について</p>		
<p>公益法人制度改革では、特定の団体の出身者が3分の1を超えないようにすることが求められており、運営の公平性、透明性を高めるために、今後、理事メンバーの構成について検討が必要である。【意見】</p>	<p>平成21年4月1日の理事交替により、特定の団体の出身者が3分の1未満になるように人選した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 施設利用料の会計処理について</p>		

<p>平成19年3月31日に現金で徴収した施設利用料を貸借対照表に未収金として計上しているが、収入現金として計上すべきである。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、収入現金として計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 施設等関係 (a) 公園備品一覧表には設置又は保管場所の記載のないものが散見された。【指摘】</p>	<p>備品一覧表を元に確認作業を進めている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(b) 物品標示票のないものが4品あった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、物品表示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 契約関係 (a) 剪定業務9件のうち6件及び草木等廃棄物処理業務委託4件については、予定価格の根拠が示されておらず、合理的な基準に基づいて予定価格を算定する必要がある。【指摘】</p>	<p>参考見積を採り、予定価格を算定することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 契約書には再委託制限の条項はあるが、秘密保持の条項がない。【指摘】</p>	<p>平成20年4月から、秘密保持の条項を追加した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 請書については、秘密保持の条項はあるが、再委託制限の条項がない。【指摘】</p>	<p>平成20年4月から、再委託制限の条項を追加した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d その他の支出 (a) 指定管理業務である公園管理運営費事業会計に計上すべきものが公益事業会計の経費の中に含まれており、経費の計上の会計区分が適当ではない。【指摘】</p>	<p>平成20年度の事業報告から、会計区分を修正することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 役員給与の損金不算入額1,244千円は、平成18年度の法人税法の改正により事前確定届出給与の扱いが適用できることになっており、法人税等の節減のための検討も必要である。【指摘】</p>	<p>平成20年度から、事前確定届出給与の届出を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 消費税の還付見込額について (a) 消費税の処理も発生主義で行う必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘を踏まえ、収入の会計区分及び発生主義の会計処理を適正に行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 当期は還付税額が926千円発生しているが、平成18年に未収入として計上すべきである。その際、収益事業会計のみで計上することなく、公園管理運営費事業会計等、適切な按分基準により計上すべき</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>

<p>である。【指摘】</p> <p>f 施設等関係</p> <p>(a) 今後は、年度協定を締結するたびに県と指定管理者で備品の有無及び損傷の程度、備品の状況を確認し、確認に要する時間の短縮を図る必要がある。【意見】</p> <p>(b) 県民が公園施設を安全かつ快適に利用できるための環境整備が必要であり、予防保全の観点とともに修繕計画を作成する必要がある。【意見】</p> <p>(c) 平成19年3月末現在、公園施設内に放置車両が2台ある。【意見】</p> <p>g 契約関係</p> <p>(a) 維新百年記念公園内施設の機械警備業務については、競争原理が働かないのであれば、指定管理期間の範囲内で長期継続契約を行い、コスト削減を検討すべきである。【意見】</p> <p>(b) 入札参加者の資格要件として、「県内に本社が所在すること」という地域的特性がある。県内に本社は存在しなくても県内に営業所又は支店がある業者でも入札参加対象にするほうが、より競争性が発揮されるのではないかと考える。【意見】</p> <p>(c) 設備運転保守業務については、参加可能業者が網羅されているか分からないので、入札参加資格者名簿を作成する必要がある。【意見】</p> <p>(d) 公園施設で管理面積が大きく、履行された場所等を具体的に特定化することが難しい。履行の状況が検証可能な記録方法を検討する必要がある。【意見】</p> <p>カ 柳井ウェルネスパーク</p> <p>(ア) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>a 指定管理料の精算</p> <p>柳井市との取り決めで無料施設は県の指定管理料で負担し、有料施設の収支のマイナスは柳井市が負担することになってい</p>	<p>年度協定の都度、備品の有無及び損傷の程度を確認するとともに、日常から場所、損傷の程度の確認を行うこととした。</p> <p>予防保全に係る修繕については、計画的に行えるように修繕計画を作成する。</p> <p>放置車両解消に向け、法的措置も視野に検討する。</p> <p>次回の指定管理期間において、長期継続契約の実施について検討する。</p> <p>次回指定に向け、緊急時対応、県内事業者の保護、一定の競争性の確保などの観点から、引き続き検討していく。</p> <p>県において情報公開をしている入札参加資格者名簿等を活用し対応することとした。</p> <p>作業日報等をもとに、検証可能な記録方法を検討する。</p> <p>(主務課 土木建築部都市計画課)</p> <p>有料施設の運営は利用料金収入による収支の均衡を前提としており、引き続き、この取扱いに基づき運用していく。</p>	<p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p>
---	---	---

<p>る。書類上、負担について取り決めたものはない。【意見】</p>		
<p>b 山口県立都市公園指定管理者選定委員会における審査の方法及び選定の経緯についての報告書が作成されておらず、また選定理由の公表もなく、審査の透明性が確保されていない。</p>	<p>次回の指定に際しては、報告書の作成、選定理由の公表も検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>c 平成19年度の指定管理料の増額により、4年間の指定管理料の総額67,292千円を超えることが確実にしている。所管課は、最終年度（4年目）に金額の変更の手続きをする予定ということであるが、金額変更の合理的な理由及び根拠を明確にし、県民の理解が得られるようにする必要がある。【意見】</p>	<p>指定管理料の増額は、供用開始された公園施設に係る維持管理費を上乗せしたためであり、金額変更の手続の際に合理的な理由、根拠を明確にすることとしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 施設等関係</p>		
<p>物品標示票の記号、番号が消えて読めないもの、物品標示票が貼付されていないものが、それぞれ1件あった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、物品表示票を貼付し直した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 契約関係</p>		
<p>(a) 園内清掃業務と電機保安管理業務は前年と業務範囲が同じにもかかわらず、予定価格が前年実績を上回っている。</p>	<p>予定価格調書に前年度契約書の写し等の添付、又は予算作成時の見積もり資料等を添付する等の対応をする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>予定価格調書にその理由を明確にしておくべきである。</p>		
<p>【指摘】</p>		
<p>(b) 柳井市契約規則では、50万円以上の業務委託は、原則、指名競争入札することになっているが、樹木4管理業務630千円について随意契約を行っている。【指摘】</p>	<p>今後、随意契約を行う場合は、50万円を順守するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 収入関係</p>		
<p>(a) キャンセルになった利用券は別途保管しており、直ちにキャンセルの状況が確認しにくい状況にあるため、売上集計表の裏面に貼付するなどの工夫が必要である。【意見】</p>	<p>平成20年4月から、キャンセルになった利用券を売上げ集計表の裏面に貼付するように改めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 書き損じであることを明確にするために、書き損じの領収書を領収書控に添付するこ</p>	<p>平成20年4月から、書き損じの領収書を領収書控に添付することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>とを検討する必要がある。 【意見】 (c) 随意契約の契約書には再委託の制限及び秘密保持の制限の規定もない。再委託の制限及び秘密保持は重要な事項であるので、随意契約の契約書にも盛り込む必要がある。</p>	<p>平成21年度から、再委託の制限、秘密保持の条項を随意契約の契約書に盛り込んだ。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 (d) 柳井市契約規則では機械警備の長期継続契約は可能であるので、長期継続契約を検討すべきである。【意見】</p>	<p>平成22年度からの導入について検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>キ 山口県民文化ホールいわくに (ア) 指定管理者制度の管理事務</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	
<p>a 指定管理料の精算 当期の税金発生分(総額7,942千円)が計上されていないため、税金発生分を適正に計上した後では、剰余金は1,082千円となり、利用料収入の20%を超えないため、過大利益は発生しない。 【指摘】</p>	<p>平成19年度税金発生分を平成19年度事業報告書に適正に計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 基本協定書第7条の(6)その他業務のうち、県民文化ホールを管理するために必要な業務に関する記述が、山口県民文化ホール条例第10条に照らして適切な表現になっていない。【指摘】</p>	<p>次回の指定において指定管理者と締結する基本協定書では、業務範囲が条例と適合するように、その表現を訂正することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 管理業務に係る収支計算においては、税金の計上が漏れている。次年度からは、収支計算に税金を発生主義により計上し、剰余金を算定する必要がある。 【指摘】</p>	<p>平成19年度事業報告書から、税金を発生主義により計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが基本協定書第24条第2項で定められているが、その記載がない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の事業報告書から、剰余金が生じた理由を記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 指定管理者の指定は、平成17年の12月議会で議決されており、平成18年4月から管理業務がスタートするまでに約3か月の準備期間があった。文化事業の計画を立案、実行するには、準備期間に余裕があるほど充実した事業を行うことができる。再指定の場合には、指定の時期をもう少し早く、例えば前年の9月</p>	<p>次回指定に向け、全体のスケジュール等への影響、現指定管理者のサービスの質の確保等に留意しつつ、引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>

<p>にすることなどが考えられないか検討することも必要である。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>f 指定期間最終年度の前受金の取扱いについて、前受金を獲得するまでの指定管理者の営業努力に見合うものについて、一定割合は指定管理者に帰属するという扱いができないか検討することが必要と思われる。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 施設等関係</p>		
<p>(a) 舞台昇降制御コンピュータの予備品を年度末近くに購入しており、消耗品費として483千円を経費処理している。 現状は使用されておらず予備品であり、企業会計上、経理処理が適当ではなく、貯蔵品として資産計上すべきである。【指摘】</p>	<p>平成19年度会計で貯蔵品として資産計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 舞台備品に物品標示票が貼付されていないものや、番号が記載されていないものがある。【指摘】</p>	<p>平成20年度当初に舞台備品への物品標示票貼付と番号の記載を行った。 なお、舞台備品で物品標示票の添付が困難な備品(電気ケーブル等)については、保管場所を固定して備品番号と数量を管理し、備品の使用・保管状況が常に把握できる体制とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 備品一覧表には品番の記載のないものがあり、記載もれのないように作成する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成20年度当初に備品の点検作業を行い、品番のあるものについてはすべて備品一覧表に記入した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(d) 備品に物品標示票のないもの、はげおちているもの等が散見される。【指摘】</p>	<p>平成20年度当初にすべての備品について点検作業を行い、物品標示票を貼付できる備品にはすべて貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(e) 現在未利用のコインロッカー等が散見される。【指摘】</p>	<p>なお、貼付が困難な備品については、保管場所を固定して備品番号と数量を管理し、備品の使用・保管状況が常に把握できる体制とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(e) 現在未利用のコインロッカー等が散見される。【指摘】</p>	<p>現在未利用のコインロッカーは、休憩スペース拡大の要望が利用者からあったため、休憩室内から撤去したものであり、既存のコインロッカーの破損等に備えた代替用として、いつでも使用できる状態で保管している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 契約関係</p>		
<p>清掃業務は、業務の質の高さから、従来から委託している業者と単独随意契約をしているが、</p>	<p>平成20年度から複数業者によるプロポーザル方式により業者選定を行い、指定管理期間が終了するまでの3年間の複数</p>	<p>措置済み</p>

<p>業務の質の確保は競争入札でも可能であり、これを理由に単独随意契約することには合理性はなく、業者の選定及び契約方法の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>年契約とした。</p>	
<p>【指摘】</p>		
<p>c その他支出 税金の計上が発生主義により行われていない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の事業報告書から、税金を発生主義により計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 収入関係 (a) 領収書の印刷を行った総数から使用済みの冊数を控除したものが使用中及び未使用数であることが確認できるように、領収書冊数の受払管理簿を作成し、残冊数の記録と未使用の領収書冊数の照合を行うべきである。【意見】</p>	<p>平成20年度から、冊数管理簿を作成して領収書を適切に管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 単年度協定を結ぶ前に、県と指定管理者とで舞台備品及び一般の備品について備品一覧表と現物の確認を実施する必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年度は、年度当初に指定管理者による備品点検を行うとともに、平成20年9月に県と指定管理者により確認作業を行った。 平成21年度からは、年度協定締結前に備品の確認を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 契約関係 舞台関連業務の保守業務の専門性から特定の業者しか対応できないのであれば、自動更新の契約とせず、長期継続契約を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>舞台関連委託業者が長期継続契約は行わない方針であるため、困難である。</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 情報セキュリティ関係 (a) 現状では、内部者による個人情報を持ち出しはリスクとして想定されていないが、基本協定書との関連で現状のセキュリティ水準が妥当かどうか検討する必要である。 【意見】</p>	<p>平成20年度から、システム管理者以外の者が個人情報へアクセスできない機能を付加した新システムを導入し、基本協定書の管理水準を達成した体制とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) パスワードは、一つしか設定されておらず、職員全員が共有している。指定管理者のイントラネットのセキュリティレベルとの比較では、セキュリティ水準は低い。基本協定書に示した管理水準を達成するためにも指定管理者のセキュリティポリシーに則った管理が必要である。【意見】</p>	<p>平成20年度から、指定管理者のセキュリティポリシーに従い、システム管理者が職員全員に個別のID・パスワードを付与して管理し、基本協定書の管理水準を達成した体制とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) パスワードの変更は個人に</p>	<p>平成20年度から、指定管理者のセキュ</p>	<p>措置済み</p>

<p>まかせており、管理責任者がパスワード変更の管理を行うように改善をすべきである。 【意見】</p>	<p>リティポリシーに従い、システム管理者がパスワードを管理する体制とした。</p>	
<p>ク 秋吉台国際芸術村</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	
<p>(ア) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 基本協定書第7条に記載されている管理業務のうち、(7)その他、芸術村を管理するために必要な業務の記述が、山口県芸術村条例第10条に照らして適切な表現となっていない。【指摘】</p>	<p>次回の指定において指定管理者と締結する基本協定書では、業務範囲が条例と適合する表現とすることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 剰余金算定の前提となる収支計算において、税金の計上が発生主義により適切に計上されていない。次年度から収支計算には税金を発生主義により計上し、剰余金を算定する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成19年度事業報告から、税金を発生主義により計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 基本協定書第10条では、臨時に休館日を定める場合は、県の承認を得ることになっており、臨時休館日を変更する場合にも同様の手続が必要であり、その定めに従っておらず、承認を得る必要がある。【指摘】</p>	<p>今後は、基本協定書に定められた手続を経た上で、臨時休館日を変更することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 宿泊者の快適な利用に資するための大規模修繕が年度末近くに発生している。リスク分担では県が負担することになる工事であるが、指定管理者が負担している。指定管理者がリスク分担によらない修繕費の支出を行うことは適切ではなく、突発的な故障等に伴う大規模修繕に対して、県が速やかに対応できる仕組みを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>突発的な大規模修繕の未然防止のため、修繕費の予算措置にあたっては、今後予測されるリスクなども踏まえた対応を行っている。実際に発生した場合は、緊急度・安全性等を考慮し、県と協議するよう指導する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 収入関係</p>		
<p>(a) コンサートのチケットは、指定管理者が印刷しているが、印刷枚数やプレイガイド等への配券枚数について、当初は承認・決定の手続が行われているものの、その後の配券数の変更に伴い生じたチケット増刷数を正確に記載した文書がない。【指摘】</p>	<p>平成20年度当初に作成したチケット管理マニュアル(平成20年4月1日施行)により、チケットを増刷する場合には、増刷理由を付して村長決裁を経て印刷することとし、増刷枚数を正確に把握する体制にした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>(b) コンサートの入場料については、算定の根拠資料が保管されていない。【指摘】</p>	<p>平成20年度から、事業実施の決裁書類に入場料の算定根拠資料を付すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) チケットをプレイガイドへ販売委託する場合は、当初の配券時については、受領書が入手されているが、追加で配券した際の受領書が入手されていないプレイガイドがあった。【指摘】</p>	<p>平成20年度当初に作成したチケット管理マニュアル(平成20年4月1日施行)に基づき、チケットを追加配券する場合には販売委託先から受領書を受け取ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(d) チケットの取扱いについて、マニュアルを作成していないが、整備する必要がある。【指摘】</p>	<p>チケット管理マニュアルを策定し、平成20年4月1日から施行した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 施設等関係</p>		
<p>(a) パンフレットスタンド1台、除湿機1台、給湯器(電気ポット)1台、椅子6台など、現物が見当たらないものがありある。【指摘】</p>	<p>平成20年度当初にすべての備品について点検作業を行い、平成20年10月に、県と指定管理者で確認を行った。この結果に基づき備品一覧表を再整理した後、現存しないものについては速やかに滅失等の事務手続を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) パンフレットスタンド2台、布団乾燥機10台など、現物に貼付している物品標示票が消えて読めないため、特定できないものがある。【指摘】</p>	<p>平成20年度当初にすべての備品について点検作業を行い、平成20年10月に、県と指定管理者で確認を行った。この結果に基づき備品一覧表を再整理した後、あらためて物品標示票の貼付を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) パソコンディスプレイ1台、メモリー2台、イメージスキャナー、会計ソフトなど、形式が古いため、現在使用していないものがある。【指摘】</p>	<p>老朽化等により使用できない備品は、県と指定管理者で協議の上、廃棄等の事務手続を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(d) 14型テレビ27台は、貸与備品台帳と現物のメーカー名が異なっていた。【指摘】</p>	<p>平成20年度当初にすべての備品について点検作業を行い、平成20年10月に、県と指定管理者で確認を行った。その結果に基づき備品一覧表を再整理した上で、記載変更の変更手続を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 契約関係</p>		
<p>(a) 屋外清掃業務の実績を把握するため、作業員が退所するときには現場に一番近い舎監にチェックさせるなどの措置が必要である。【指摘】</p>	<p>平成20年1月から、屋外清掃業務の実績を把握するため、作業員の退所時に舎監が就業予定表により確認する体制とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 社会の秘密保持に対する意識が高まっていることから、契約書及び仕様書に秘密保持の条項を盛り込む必要があると考える。また、請書には再委託の制限の条項も秘密保持の制限の記載もない。また、</p>	<p>平成20年度から、契約書・仕様書には秘密保持の条項を、請書にも再委託の制限・秘密保持の条項を盛り込んだ。</p>	<p>措置済み</p>

<p>請書であっても再委託の制限及び秘密保持は重要な事項であるので、盛り込む必要がある。【指摘】</p>		
<p>d その他支出</p> <p>(a) 平成17年度以前の財団法人山口県文化振興財団の修正申告分の納税額825千円が、平成18年度の指定管理業務の会計区分に計上されているが、同年度の指定管理料で負担したことは適当ではない。</p>	<p>修正申告分の納税額825千円については、指定管理以前の事業積立預金から同額を取り崩し、平成18年度の過大利益として指定管理引当預金に預け替えを行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p> <p>(b) 平成18年度に指定管理業務に係る税金1,410千円が、発生主義により計上されていない。【指摘】</p>	<p>平成18年度の税金を発生主義により計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 請求書に、請求日付のないものが散見されるが、日付のないものは受付しないという方針を確立する必要がある。</p>	<p>平成19年9月に、請求書に日付を記入するよう業者を指導し、記入してある領収書のみを受理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p> <p>e 収入関係</p> <p>領収書の印刷を行った総数から使用済みの冊数を控除したものが使用中及び未使用数であることが確認できるように、領収書冊数の受払管理簿を作成し、残冊数の記録と未使用の領収書冊数の照合を行うべきである。</p>	<p>領収書管理マニュアルを作成し平成20年4月から施行するとともに、平成20年度から冊数管理簿を整備し、受領書を適切に管理している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>f 施設等関係</p> <p>(a) 県と指定管理者は、貸与備品について、備品一覧表と現物の照合を行い、備品の状態の確認をすべきであるが行っていない。【意見】</p>	<p>指定管理者は備品管理要綱を制定し平成20年4月から施行するとともに、平成20年度当初に備品の点検を行った。指定管理者による備品点検が完了したことから、平成20年10月に県と指定管理者で確認を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 現在、秋芳町の簡易水道を使用しており、検針時に使用料の通知を受け、一覧表に整理されているが、この活用が十分に行われていない。</p>	<p>平成20年度から、使用量を村長まで供覧して変動要因等を分析把握し、漏水や異常把握や節水対策に活用している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>(c) 県からの貸与備品の中に、1台約15百万円のS社製のグランドピアノがある。修理費用を負担することにより業務運営にも支障をきたす事も十分に考えられるため、保険に</p>	<p>平成20年度から、公立文化施設賠償責任保険の管理動産特約に加入した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>加入することを検討すべきである。【意見】</p>		
<p>g 契約関係</p>		
<p>(a) 平成18年度委託契約件数27件のうち17件は、3年の長期継続契約になっている。契約期間を5年にすることにより契約金額の削減が可能であれば、契約期間を指定管理者の期間に合わせることの検討も必要である。【意見】</p>	<p>次期の指定を受けた場合には、長期継続契約の期間を指定管理の期間に合わせることにした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 指名業者が適正に選定されたかどうかを明らかにするため、指名競争入札ごとに選定可能業者の名簿を作成し、資格審査を行う必要がある。【意見】</p>	<p>平成21年度から、委託業務にかかる指名競争入札ごとに選定可能業者の名簿を作成し、資格審査を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 前年実績価額を上回る金額で予定価格を設定するからには、予定価格調書にその理由を明確にしておくべきである。【意見】</p>	<p>今後、前年度実績価額を上回る金額で予定価格を設定する場合には、予定価格調書に理由を記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(d) 予定価格を前年実績だけで求めるのではなく、入札の前に参加業者から見積書を取り、それぞれの最低価格も参考にし、予定価格を算定するなどの検討が必要である。【意見】</p>	<p>平成20年度から、見積書を参考にするなどして予定価格を設定している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>h その他支出</p>		
<p>(a) 5,336千円という多額の什器備品を、しかも、年度末近くになって購入しているのは計画性を欠き、不適切であることから、今後は、計画的な購入計画の策定と予算措置に基づき、必要な什器備品の購入を行う必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年度から、資金計画書に什器備品の項目を追加して予算計上を行っており、購入計画を作成して必要な什器を計画的に購入している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) リスク分担表からは100万円以上の修繕は原則県が負担することになるが、指定管理者が負担した理由を示した県との協議資料はない。その理由を明記した資料を残す必要がある。【意見】</p>	<p>同様事例が生じた場合、今後は県との協議資料を保存することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ケ 山口県民芸術文化ホールながと</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	
<p>(ア) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 基本協定書第7条に記載されている管理業務のうち(6)その他県民芸術文化ホールを管理す</p>	<p>次回の指定において指定管理者と締結する基本協定書では、業務範囲が条例と適合する表現とすることとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>るために必要な業務の記述が、山口県民芸術文化ホール条例第10条に照らして適切な表現になっていない。【指摘】</p>		
<p>b 剰余金算定の収支計算において、平成18年度の事業税が発生主義により計上されていない。</p>	<p>平成19年度事業報告から、税金を発生主義により計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>次年度から収支計算に税金を発生主義により計上し、剰余金を算定する必要がある。【指摘】</p>		
<p>c 基本協定書第62条では、指定管理者は管理業務に固有の銀行口座を開設することを定めているが、従来口座を継続して使用している。【指摘】</p>	<p>現在の指定管理者は、施設管理を引き続き実施することとなったため従来口座を継続使用したが、次回の指定を受ける場合は適正に対応することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 公立文化施設賠償責任保険に加入しているが、基本協定書第48条に定める支払限度額が最高区分の保険契約となっていないので、保険契約内容の確認が必要である。【指摘】</p>	<p>平成20年度から、支払限度額が最高区分の保険契約とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 基本協定書第10条では、臨時に休館日を定める場合は、県及び長門市の承認を受けることになっており、臨時休館日を変更する場合にも同様の手続が必要であるが、その定めに従っていない。【指摘】</p>	<p>今後は、基本協定書に定められた手続を経た上で、臨時休館日を変更することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 県は、ルネッサながとの指定管理者の選定について、長門市が公募により選定した団体の推薦を受け、非公募により単独指定している。ただし、選定理由は公表されていない。今後、再指定に際しては、選定の透明性を高めるために、選定理由を公表することを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>次回の指定に際しては、選定理由を公表することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>g 文化事業の計画立案などは、指定管理業務開始までの準備期間に余裕がある方が、充実した事業を可能にする。再指定の場合には、指定の時期をもう少し早く、例えば前年の9月にすることなどが考えられないか検討することも必要である。【意見】</p>	<p>次回指定に向け、全体のスケジュール等への影響、現指定管理者のサービスの質の確保等に留意しつつ、引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>h 指定期間最終年度の前受金の取扱いについて、前受金を獲得するまでの指定管理者の営業努力に見合うものについて、一定</p>	<p>同上</p>	<p>改善途中</p>

<p>割合は指定管理者に帰属するという扱いができないか検討することが必要と思われる。【意見】</p>		
<p>(1) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 施設等関係</p>		
<p>(a) 平成18年度分の物品使用貸借契約書がない。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、物品使用貸借契約を締結した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 備品一覧表にはあるが現物がないものがある。【指摘】</p>	<p>現物を確認したが、経年劣化や破損により利用できなくなっており、速やかに備品一覧表を整備の上、廃棄等の事務手続を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 物品標示票の貼付がないものがある。【指摘】</p>	<p>平成20年9月にすべての備品について点検作業を行い、備品への物品標示票貼付と番号の記載を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(d) 備品一覧表には記載されていないものがある。【指摘】</p>	<p>なお、舞台備品で物品標示票の添付が困難な備品については、保管場所を固定して備品番号と数量を管理し、備品の使用・保管状況が常に把握できる体制とした。</p>	
<p>(e) 市の管理のものと県の貸与備品が判別できないものがあり、早急に備品一覧表を整理する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成20年9月にすべての備品について点検作業を行い、平成20年10月に、県と指定管理者で確認を行った。この結果に基づき、速やかに備品一覧表を再整理した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 契約関係</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>社会の秘密保持に対する意識が高まっていることから、契約書及び仕様書に秘密保持の条項を織り込む必要があると考える。【指摘】</p>	<p>平成20年度分の契約から、契約書・仕様書に秘密保持の条項を織り込んだ。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c その他支出</p>		
<p>(a) 平成18年度分事業税287千円が発生主義により計上されていない。【指摘】</p>	<p>平成18年度の税金を発生主義により計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 請求書に、請求日付のないものが散見される。【指摘】</p>	<p>平成19年9月から、請求書に日付を記入するよう業者を指導し、記入してある領収書のみを受理している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 収入関係</p>		
<p>(a) 領収書の印刷を行った総数から使用済みの冊数を控除したものが使用中及び未使用数であることが確認できるように、領収書冊数の受払管理簿を作成し、残冊数の記録と未使用の領収書冊数の照合を行</p>	<p>平成20年度から、冊数管理簿を作成して領収書を適切に管理している。</p>	<p>措置済み</p>

<p>うべきである。【意見】</p> <p>(b) チケットの取扱いを定めたマニュアルを作成する必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年10月にチケット管理マニュアルを作成し、適切な管理を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 施設等関係</p> <p>備品実査の過程で使用できないと思われる備品を多数発見したが、廃棄すべきものは、県と協議の上、速やかに廃棄する必要がある。【意見】</p>	<p>備品の点検を完了したところであり、老朽化等により使用できない備品は、県と指定管理者で協議の上、廃棄等の事務手続を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 契約関係</p> <p>(a) 清掃点検業務について、履行の状況を確認したところ、上司の確認した証跡が残されていない。証跡を残すようにすべきである。【意見】</p>	<p>平成20年度から、清掃業務の履行状況を決裁により上司も確認する体制とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 指定管理者としての契約期間が5年であることから、長期継続契約を検討すべきである。特に、保守業務はその専門性から設備の設置業者しか対応できないのであれば、単年度契約ではなく、長期継続契約を行うべきである。【意見】</p>	<p>平成21年度から、長期継続契約を実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 予定価格は基本的に前年度実績を参考にしている。現時点では積算が困難なこともあり、やむを得ない面もあるが、将来的には積算して予定価格の根拠を明らかにする必要がある。【意見】</p>	<p>平成21年度から、事前の見積りや他施設での契約実績等を参考に予定価格を算出し、算出根拠を明らかにした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>g 情報セキュリティ関係</p> <p>(a) データの喪失や漏れを防止するため、バックアップ用の外部記憶装置の管理台帳を作成すべきである。【意見】</p>	<p>平成20年10月から、外部記憶装置に保存しているバックアップデータの管理台帳を作成し、システム管理者が台帳を管理する体制とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) バックアップデータを記憶しているCD等の外部記憶装置の廃棄のルールを定める必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年10月から、バックアップ用のCD等の廃棄ルールを定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 企画課のパソコンには、チケットの購入状況や友の会会員情報の電子データが保管されている。パスワードは設定してあるが、パスワードの変更は個人にまかせており、管理責任者がパスワード変更の管理を行うように改善をすべきである。【意見】</p>	<p>平成20年10月から、システム管理者が職員のパスワードを管理する体制とした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>コ 山口県セミナーパーク</p> <p>(7) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>a 平成18年4月の研修室及び宿泊室の使用料等について、回収が困難になっているものが1件23千円ある。使用料の後払いについては、ルールを明確化し、事前に承認を受けることが必要である。また、施設の利用は継続的な取引ではないことから、後払いを認める条件について慎重に検討すべきである。【指摘】</p> <p>b 指定管理者は、自主事業で施設を利用しているが、その場合の使用料の支払いがなく、また、取扱いが明確でない。【指摘】</p> <p>c 助成金については、「指定管理者業務仕様書」、「生涯学習活動プランナー養成セミナー募集要項」にも記載はなく、決定過程及び承認過程が明確でない。【意見】</p> <p>d 利用人員、事業計画の目標利用人員には県職員を除いた一般県民のみとした方が、より指定管理者の努力が反映できるのではないかと考える。【意見】</p> <p>(1) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p> <p>a 収入関係</p> <p>(a) 平成19年3月に計上された自動販売機の手数料は平成19年2月のものであり、3月の手数料が、平成18年度貸借対照表に未収入金として計上されていない。【指摘】</p> <p>(b) 領収書の書き損じの処理が不十分なものや鉛筆書きのものがあつた。領収書の発行にかかる事務のルールを明確にしておく必要がある。また、領収書の印刷を行った総数から使用済みの冊数を控除したものが使用中及び未使用数であることが確認できるように、領収書冊数の受払管理簿を作成し、残冊数の記録と未使用の領収書冊数の照合を行うべきである。【指摘】</p> <p>b 施設等関係</p>	<p>(主務課 総合政策部政策企画課)</p> <p>平成21年4月にセミナーパーク管理運営規程を一部改正し、利用料の支払方法の明確化を図った。</p> <p>指定管理業務ではない自主事業に係る施設の利用については、平成19年度から指定管理者から使用料を徴収することとした。</p> <p>助成金支出を伴う事業については、今後、個別に交付要綱を定めた上で、募集要項等に記載することとした。</p> <p>なお、平成19年度以降、指定管理事業の中で助成事業はない。</p> <p>平成19年度から、指定管理業務に係る利用人員を区分した集計を行うこととした。</p> <p>平成19年度から、発生主義の経理を行うこととした。</p> <p>平成21年3月に、領収書の発行に係る取扱要領を策定し、受払管理簿の作成及び書損処理等の明確化を図った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	---	---

<p>(a) 作業台 1 台、芝刈り機 1 台に貼付した物品標示票が消えて読めないため、貼りなおす必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、新しい物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) エアーマットは、それ自体を洗濯するため、物品標示票の貼付が難しいが、一体的に使用するポンプに貼付するなどの工夫が必要である。 【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、ポンプに物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 契約関係 山口県クライミング場保守点検業務は、契約書では指定管理者の書面による承認を受けた場合を除いて再委託を禁止しているが、承認は受けていない。 【指摘】</p>	<p>平成19年度から、契約書に従い書面による承認申請により承認を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d その他支出 (a) セミナーパーク特別会計の立替金の中に、平成19年2月28日付で「消費税中間申告第三四半期分埋蔵文化財センター立替分」として3,900千円が計上されている。これは埋蔵文化財センターの消費税を立替払いしたものであり、セミナーパーク特別会計から他の施設の費用の立替を行うことは、適切ではない。【指摘】</p>	<p>当該処理は、埋蔵文化財センターが受け取る委託料の支払時期の関係から、資金不足が生じ、応急的に行ったものであり、平成19年度以降は立替処理を行うことがないよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 県民の生涯学習に関する意識調査について、委託費として2,453千円の支出がある。施設目的推進事業と自主事業の両方に関係するものとして、指定管理業務に係るセミナーパーク特別会計1,300千円と一般会計（自主事業）1,153千円に費用を按分しているが、按分方法が明確ではない。指定管理料に影響を与えるので、費用按分については、その根拠及び計算方法を明確にしておく必要がある。 【指摘】</p>	<p>平成18年度分の支出に関する調書に、根拠となる案分方法を明記した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 光熱水費について 光熱水費の計算が平成7年開設当時の単価で計算されており、現在は大きな問題とはならないが、電気料金的大幅値上げなどの場合には問題となり、検討が</p>	<p>光熱水費については、支出に影響を与えないよう契約方法を見直すなど縮減策を講じているが、大幅な値上げなどがあった場合は、県と単価等について、協議することとしている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>必要である。【意見】</p> <p>f 現金管理</p> <p>(a) 日々、金種表を作成し、上司が確認し、押印しておく必要がある。【意見】</p> <p>(b) 当日分の入金が翌日の朝一番での記帳という形で処理されている。一日分の簿外の現金が発生するため、金庫の鍵の管理を含め、現金の管理には慎重に対応すべきである。【意見】</p> <p>g 施設等関係</p> <p>(a) 工作物の維持管理は指定管理業務の範囲内であるため、記念碑、照明装置、掲揚台などについても設置地図などで場所が特定できる資料を作成しておくべきである。【意見】</p> <p>(b) 貸与物品について、県と指定管理者間で備品一覧表と現物の一致の状況やその状態の確認をすべきであったが行われていない。指定管理業務開始日までに県と指定管理者双方が立会し、貸与備品の有無及びその状況について確認を行うことが必要である。【意見】</p> <p>h 人件費関係</p> <p>(a) 給与調書などの内部資料に押印のないものがある。確認した証跡を残すべきである。【意見】</p> <p>(b) 給与調書に従業員の押印がある。各従業員の給与情報は秘すべき情報と考えられ、押印が必要であれば、当人の情報のみが見えるようにすべきである。【意見】</p> <p>(c) 現金を扱うことのリスク上からも給与の口座振替を検討する必要がある。【意見】</p> <p>(d) 扶養手当など各種手当の申請が給与マスタに登録されたかどうかの確認手続きが定められていないため検討の必要がある。【意見】</p> <p>i 情報セキュリティ関係</p>	<p>指摘後直ちに、金種表を作成し、日々上司の現金実査の確認を取ることとした。</p> <p>簿外の現金については、鍵付きの保管庫に収納し厳重に管理することとしている。</p> <p>指摘後直ちに、工作物の設置箇所図を作成した。</p> <p>指摘後直ちに、備品一覧表と現物の確認を行った。</p> <p>平成19年8月から、担当者が作成した支出調書に上司（責任者）が確認の上押印することとした。</p> <p>現金受領者については、平成19年8月から本人以外の情報部分を隠して押印を行うこととした。 なお、個別の明細書は、個々に配付している。</p> <p>給与の口座振替を働きかけ、平成21年4月現在で98パーセントが口座振替となった。</p> <p>平成19年8月から、変更後の給与マスタを出力し、上司（責任者）が確認の上押印することとした。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	---

<p>(a) 個人情報についてのセキュリティの具体的な基準が定められていない。情報消失リスク、漏出リスクを低減させるために具体的なセキュリティ基準を定め、目標とすべきセキュリティ水準にむけて管理する必要がある。【意見】</p>	<p>平成21年3月に、個人情報の漏洩防止等を含めた情報セキュリティに関する基準を策定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 現在は、具体的なパスワード設定基準、変更基準が決まっていない。パスワードの設定、パスワードの定期的な変更などについて定めることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成21年3月に、情報セキュリティに関する基準を策定し、全てのパソコンにパスワードの設定及び定期的なパスワードの変更を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>サ やまぐち県民活動支援センター</p>	<p>(主務課 環境生活部県民生活課)</p>	
<p>(7) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 業務委託等の禁止が指定書では規定されているが、包括協定書には規定されていない。 【指摘】</p>	<p>平成20年度から、年度別協定書に当該規定を入れた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 剰余金算定の前提となる収支計算において、法人税等の計上が発生基準により適正に計上されていないため、剰余金の算定が適当ではない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の収支計算書から、法人税等について発生主義により計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c リース契約について、財団法人きらめき財団のリース契約を継承したものがあるが、その契約書が1件紛失している。 【意見】</p>	<p>紛失したとされる契約書1件は所在を確認し、保管済みである。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 施設等関係</p>		
<p>(a) 備品等及びリース物件一覧表に「平成17年9月1日現在の設置状況」と記載されている。指定管理者へ貸与する備品のリストは、実際に指定管理者に管理をゆだねる4月1日現在のものとすべきであり、過去の日付現在によることは不適切である。【指摘】</p>	<p>平成18年4月1日現在の備品を確認の上、当該時点の内容及び数量で貸与手続を行った。 また、平成18年4月2日以降に購入した備品についても、同様に貸与手続を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 「やまぐち県民活動支援センター管理業務に係る施設及び備品一覧」に基づき現品との照合を行ったところ、一覧の数量誤りが1件、一覧に記載のないものが1件、物品標示票が貼付されていないものが2件あった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、備品一覧の数量の修正及び物品標示票の貼付を行った。</p>	<p>措置済み</p>

<p>(c) 平成18年3月末までの管理委託先であるきらめき財団が委託料で取得した備品7品を県有備品として採納手続を経ずに指定管理者に貸与している。【指摘】</p>	<p>採納手続を行った上で、貸与手続を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 人件費関係 職員の出勤を管理するタイムカードが鉛筆書きとなっている。ボールペン等による記載が必要である。【指摘】</p>	<p>平成19年8月から、ボールペンで記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c その他支出 (a) 租税公課のうち、12,500円は、源泉所得税の納付を期限後に行ったために賦課された加算税である。適正な税金の納付は指定管理者に求められることとあり、また、この支出を指定管理に係る会計に負担させていることは適切ではない。【指摘】</p>	<p>指定管理者に対し、期限内の税金納入を指示するとともに、加算税について適切に処理するように指示した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 租税公課のうち116,600円は、指定管理業務開始以前の期間に係る法人税及び住民税であり、指定管理に係る会計に負担させることは適切ではない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の収支計算書から、租税公課について発生主義により計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 平成18年度の税金の処理について、消費税以外の税金が計上されていない。また、消費税については、法人全体の税額が指定管理の会計に計上されており、按分が適切ではない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の収支計算書から、消費税以外の税金（法人税）を計上し、消費税も適切に按分して計上した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(d) 指定管理者の事務所は、別のNPO法人の事務所と一緒にあり、会計事務は別に行われているが同じ職員が併せて行っている。両方のNPO法人の事務局長は同じであり、支払いの管理方法を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>指定管理者の事務所は、経費節減のため、他のNPO法人と一緒にあるが、個別に預金口座を設け、それぞれの規定に基づく会計帳簿により会計処理を行うなど、明確に区分している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(e) 請求書及び領収書が定められたファイルに保管されていない。【指摘】</p>	<p>監査以後は、指定管理に係る請求書等の書類を、定められたファイルに区分して保管している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 収入関係 指定管理料の入金が指定管理業務の開始後であるため、指定管理者は、指定管理以外の事業にかかる会計から資金を融通し、</p>	<p>指定管理料は、平成20年度第1四半期分から早急に支払うことで対応している。</p>	<p>措置済み</p>

<p>支出を行っている。指定管理に係る費用は支払われた指定管理料で支出されるべきであり、指定管理料の支払時期について十分な考慮が必要である。【意見】</p>		
<p>e 施設等関係</p>		
<p>(a) 貸与備品の有無及び現状について、指定管理業務開始前に県と指定管理者の立会いによる確認が行われていない。【意見】</p>	<p>次回の指定管理者募集に当たっては、適正に備品確認を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 備品の定めがなく、規定化が必要である。【意見】</p>	<p>平成21年4月、「やまぐち県民活動支援センターが購入する物品について（内規）」を定めることで対応した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 職員持参の備品が備品一覧表に記載されている。県有備品と区別するために、調達備品一覧表を別に作成すること、また、個人の備品には明確に区別できるよう職員名等を記載する必要がある。【意見】</p>	<p>監査以後、指定管理者において、調達備品一覧表を整理するとともに、個人所有の備品には職員名を記載したシールを貼付することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>シ 山口県立きらら浜自然観察公園</p>	<p>(主務課 環境生活部自然保護課)</p>	
<p>(7) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 指定管理者の定款の目的及び事業には、包括協定書第3条の管理業務のうち、公園施設の施設及び設備の維持管理に関することの定めがない。NPO法人が指定管理業務として公の施設の管理を行うことは、NPO法人本来の事業と同じく重要な事業であり、定款で明確にすることを指導する必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年9月に定款の変更を行い、目的及び事業に、公園施設の施設及び設備の維持管理に関することを追加した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 包括協定書では、指定管理業務に係る収支に剰余金が発生した場合は、その理由を事業報告書に記載する旨の定めがない。包括協定書に定めることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年度に包括協定書の見直しを行い、指定管理業務に係る収支に剰余金が生じた場合、事業報告書に剰余金が生じた理由の記載を求める規定を設けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 小規模修繕費実績額が予算を超える場合、県が負担するのか、あるいは指定管理者が負担するのか明確な規定はない。年間の修繕費の必要額が一定金額（小規模修繕の累積限度額）を超える場合、当該リスクに対する手当を検討するべきではないかと考える。【意見】</p>	<p>指定管理者のインセンティブ確保の観点から、修繕費も含め、指定管理料の精算は行っていないところであり、今後も指定管理者が事前により適切な修繕費見積もりを行えるよう、情報提供に努めるとともに、計画的な修繕を行うよう指導する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納そ</p>		

<p>の他の事務</p> <p>a 施設等関係</p> <p>包括協定書に添付されている 県貸与備品一覧表と現物の照合 をした結果、現物に物品標示票 が貼付されていないものが全品 の約3割程度ある。【指摘】</p>	<p>平成20年度に県貸与備品一覧表と現物の照合を行い、物品標示票の貼付を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 契約関係</p> <p>修繕及び物品購入について、 契約を締結するまでの稟議書など 意思決定過程の証跡がなかった。 また、100万円以上となった塗 装工事に関しても、修繕を承認 する資料がないことは問題である。 【指摘】</p>	<p>平成19年9月から、指定管理者において、全ての契約事務について書面による決裁を行い、意志決定過程における証跡を残すことを徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 施設等関係</p> <p>指定管理者が指定管理料で調達 した備品のなかに、水中ポンプ が2台あるが、耐用年数は15年 である。指定期間に比して著 しく長い耐用年数になっている。 指定管理料により調達した備 品で、耐用年数が指定管理期 間を超えるものについては、例 えば、次の指定管理者が残存 価格で引き継ぐことができると するなど、応分の負担において、 かつ、指定管理業務の円滑な 移行が可能となる仕組みを検 討することが必要と思われる。 【意見】</p>	<p>指定管理者及び関係課と協議し、指定管理業務の円滑な移行を行うために、必要な仕組みづくりを行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>d 契約関係</p> <p>(a) 指定管理者が業務委託業者 を決定する際に、見積、入札 等の3つの方式を採用してい るが、契約内容、金額等によ り、どの方式を採用するかの 適用基準が明確でない。 【意見】</p>	<p>平成20年1月に、経理規定を改正し、委託業者選定手法の適用基準を明確化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 契約書、請書など、用いる 書類の利用の仕方が一定で なく、明確でない。【意見】</p>	<p>平成20年1月に、経理規定を改正し、契約書類の利用の仕方を明確化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 委託業務の履行確認の証跡 が残っていない。【意見】</p>	<p>平成19年9月から、業務報告書の受理を所内で決裁することにより、履行確認の証跡を残すことを徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 人件費関係</p> <p>(a) 諸手当に関する上司の承認 がなく、様式も制定されてい ない。制度を整えるべきである。 【意見】</p>	<p>平成20年1月に、認定に関する決裁手続きを改正し、様式を定めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 住宅手当の認定については、</p>	<p>該当する認定者に証拠書類の提出を求</p>	<p>措置済み</p>

<p>証拠書類の提出が求められていない。【意見】</p>	<p>め、適正であることを確認した。 また、平成19年9月から、事務手続きを見直し、必ず確認書類の提出を求めることとした。</p>	
<p>(c) 給与の振込みについては承認された給与調書に基づき、担当者が転記し、総額の預金払戻伝票に起票押印している。 転記の正確性や事故等の防止のためにも、担当者一人で支払ができないように上司が内容の確認をし、銀行印の押印をすべきである。【意見】</p>	<p>平成20年1月に、上司が内容確認を行うよう決裁手続きを改正した。 また、銀行印の押印は、上司が行うよう決裁手続きを改正した。</p>	措置済み
<p>(d) 会計伝票の押印が行われていないため、押印を必ずすべきである。【意見】</p>	<p>平成19年9月から、会計伝票の押印に関する決裁処理を徹底した。</p>	措置済み
<p>ス 山口県営住宅</p>	<p>(主務課 土木建築部住宅課)</p>	
<p>(7) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 県営住宅の管理においても公募するものとする旨を山口県営住宅条例上、明確にすることを検討すべきである。同時に、選定理由を付し、選定結果を公表する旨の定めも同様に検討すべきである。【指摘】</p>	<p>平成21年2月定例県議会において、指摘の内容に沿った条例改正を行った。</p>	措置済み
<p>b 山口県営住宅条例には、指定管理者が講ずべき措置として、個人情報 の適正な取扱いを確保するために、当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにすることの定めがなされていないが、条例上、明確にすることを検討すべきである。【指摘】</p>	<p>同上</p>	措置済み
<p>c 団地の巡回については、定められた巡回の回数を行わない場合は、その理由を記載した文書を残すべきである。【意見】</p>	<p>毎月、各支所ごとに、平均4回以上、団地の巡回を行なっているところであるが、平成19年度の業務に係る事業報告から、巡回が4回を下回る団地については、その理由を文書に残すこととした。</p>	措置済み
<p>d 指定管理者の自助努力によりコスト削減が生じた結果発生した剰余金の一部については、指定管理者に配分できるルールを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>精算方式の見直しについては、次回の指定管理者の選定において検討することとした。</p>	改善途中
<p>(1) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 収入調査・家賃決定事務</p>		
<p>(a) 平成16年度以前に作成された住宅入居者カードの様式の中に、鍵番号、住宅番号、敷金の額、入居年月日等につい</p>	<p>県営住宅端末システムにおいて確認できる項目については、平成20年3月以降、順次記載を行っている。</p>	措置済み

<p>て記載する欄があるが、その記載のないものが散見される。</p>		
<p>【指摘】</p>		
<p>(b) 当初入居時の連帯保証人がそのまま住替え後も有効であるとの解釈から、住替え後の住宅入居者カードには連帯保証人の記名押印がない。連帯保証人とトラブルが発生する可能性もあり改善する必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘以降は、連帯保証人の記名押印を徹底している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 家賃減免事務</p>		
<p>下関支所において、入居者の収入のうち、児童扶養手当の金額を確認できる資料のないものが1件ある。【指摘】</p>	<p>平成19年8月に、児童扶養手当証書のコピーにより、手当の額を確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c その他支出</p>		
<p>(a) 平成18年度の修繕費に周南県営住宅給水管設備工事が計上されているが、工事完了検査日が平成19年4月10日、引渡日が4月13日となっており、年度末までに債務が確定していないものであり、公正妥当な経理処理とは認めがたい。【指摘】</p>	<p>平成19年度分から、指定管理者の経理規定の遵守を徹底し、適正に執行している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 法人住民税の均等割171千円が発生しているが、指定管理業務に負担させていない。【指摘】</p>	<p>平成19年度分から、法人住民税（均等割）を指定管理料から支出している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 法人市民税について、宇部市から納付についての通知が届いていないため納付していないとのことである。納税義務の有無について確認するこ</p>	<p>平成19年9月に、法人市民税について申告納税を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>とが必要である。【指摘】</p>		
<p>(d) 業者への支払いは、月次の見積書の合計に落札率を乗じて決定している。このため、見積書の精査が重要であり、見積書を精査した担当者は精査した証跡を残す必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年度から、見積書様式に指定管理者の確認欄を設け、証拠を残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(e) 業務委託契約において、月次で検査報告がされるものにつき、上司の確認の証跡がないため、履行確認が行われたかどうかの検証ができない。</p>	<p>監査以降は、確認印を押印して上司の決裁をとることとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>【意見】</p> <p>d 情報セキュリティ関係</p> <p>(a) 具体的なパスワード設定基準、変更基準が決まっていない。パスワードを設定し、定期的に変更することなどを定めることを検討する必要がある。【意見】</p> <p>(b) 県住システムに入力すべき情報はさまざまであるが、特に家賃と入居日の金銭に関わる部分については、入力されたものを上司がチェックしているという証跡を残すべきである。【意見】</p>	<p>監査以降は、定期的パスワードを変更することとした。</p> <p>監査以降は、複数職員でチェックする体制とした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>ゼ 周南流域下水道</p>	<p>(主務課 土木建築部都市計画課)</p>	
<p>(ア) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>a 包括協定書では、指定管理業務に係る収支に剰余金が生じた場合、事業報告書に剰余金が生じた理由の記載を求める規定がない。包括協定書に定めることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度中に包括協定書の見直しを行い、指定管理業務に係る収支に剰余金が生じた場合、事業報告書に剰余金が生じた理由の記載を求める規定を設けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 事業計画書が指定管理業務開始後2か月を超えて提出されている。できるだけ早期に提出される必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から事業計画書は期限内に提出されているが、期限内提出について一層の徹底を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 施設等関係</p> <p>(a) 台風による冠水被害を受けた機械・電気設備本体は過去において廃棄処分をされている。本体の補修用予備品は本体がないため、使用の見込みがないのであれば廃棄の検討が必要である。【指摘】</p>	<p>補修用予備品について使用の可否を精査のうえ、使用見込みのないものは廃棄することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 現在、劇物を14種類使用しているが、その内の9種類は、管理台帳と使用管理簿の使用日及び使用量が一致していない。【指摘】</p>	<p>平成19年9月に薬品取扱要領を変更し、管理台帳と使用管理簿を一体化し、管理やチェック体制を強化するなど、劇物の管理を厳重に実施することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 契約関係</p> <p>(a) 反応槽等清掃業務、終沈・滅菌池及び流入水路清掃業務については、委託業務が確実に実施されたことを証明する履行確認に関する検査報告書等を作成する必要がある。【指摘】</p>	<p>平成19年度から業務の履行確認の結果を完了報告書に記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>(b) 施設補修の履行確認日、履行確認者及び責任者の承認日を明確に記載する必要がある。 【指摘】</p>	<p>平成19年度から完了報告書に履行確認日、履行確認者及び責任者の承認日を明確に記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 指定管理者である会社の本社の職員が補修業務を遂行した業務完了の報告がされていない。委託業務の履行の概要について業務日報等に記載し、指定管理業務担当者及び責任者の確認を得る必要がある。 【指摘】</p>	<p>平成19年度から完了報告書を作成するとともに、指定管理業務担当者及び責任者の確認を得ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 施設等関係 水質試験備品等については、県費で購入した物品であることには違いはなく、現物管理を徹底する必要からも一覧表及び物品標示票には管理番号を記入すべきと考える。【意見】</p>	<p>平成20年9月に管理番号を付し、現物管理を徹底することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 契約関係 (a) 不燃物処理業務以外は契約書が作成されておらず、契約書又は請書の作成が必要である。また、契約書又は請書には、再委託の制限の条項及び秘密保持の条項を定める必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年度から再委託の制限の条項及び秘密保持の条項を定めた契約書又は請書を作成することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 平成18年度の委託契約件数45件の契約期間は単年度契約になっている。指定管理者の指定期間が5年であるので、経済性の観点から長期継続契約を検討すべきである。 【意見】</p>	<p>平成20年度以降の委託契約については、長期継続契約のメリット・デメリットをふまえ、長期継続契約の導入を検討するよう指定管理者に対し指示した。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(c) 5年間の補修計画に上がっている優先順位の高い補修業務は、事業年度開始後の早い時期に実施し、補修の効果を当年度の事業に役立たせることができるようにする必要がある。【意見】</p>	<p>優先順位の高い補修業務は、原則、事業年度開始後の早い時期に実施するとともに、それ以外の補修業務についても計画的な発注に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(d) 将来的には、県の詳細なチェックがなくても一定水準の契約業務が確保されるよう委託契約業務の規程化の検討が必要ではないかと考える。 【意見】</p>	<p>平成20年4月に契約規程を作成し、契約書、請書を作成するとともに、仕様書を明示し、一定水準以上の契約業務を確保することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ソ 田布施川流域下水道 (7) 指定管理者制度の管理事務 a 包括協定書では、指定管理業</p>	<p>(主務課 土木建築部都市計画課) 平成19年度中に包括協定書の見直しを</p>	<p>措置済み</p>

<p>務に係る収支に剰余金が生じた場合、事業報告書に剰余金が生じた理由の記載を求める規定がない。包括協定書に定めることを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>行い、指定管理業務に係る収支に剰余金が生じた場合、事業報告書に剰余金が生じた理由の記載を求める規定を設けた。</p>	
<p>b 事業計画書が指定管理業務開始後2か月を超えて提出されている。できるだけ早期に提出される必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度から事業計画書は期限内に提出されているが、期限内提出について一層の徹底を図ることとした。</p>	措置済み
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 施設等関係 劇薬は1本使い終わったときに上司の承認を得ることになっているが、承認がもれているものがあつた。【指摘】</p>	<p>平成19年9月に薬品取扱要領を変更し、管理台帳と使用管理簿を一体化し、管理やチェック体制を強化するなど、劇物の管理を厳重に実施することとした。</p>	措置済み
<p>b 人件費関係 (a) 平成18年6月12日付の退職金3,086千円が指定管理業務の収支計算書に人件費として計上されている。しかしながら、当該金額は、指定管理者に指定される前の期間も含めた金額となっている。【指摘】</p>	<p>指摘を受け、指定管理期間中の費用のみを指定管理業務の収支に計上するとともに、これまでの一人体制から二人相互によるチェック体制とし、適正な会計処理に努めることとした。</p>	措置済み
<p>(b) 平成18年11月度、平成19年1月から3月度の残業手当の合計435千円が指定管理業務の収支計算書に含まれていない。【指摘】</p>	<p>同上</p>	措置済み
<p>c その他支出 (a) 本社管理部門費は工数を乗じて指定管理業務会計に按分を行っているが、積算の具体的な根拠となるデータが保存されていない。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、指定管理業務の積算の具体的な根拠となるデータを社内日報に記載し、保存することとした。</p>	措置済み
<p>(b) 平成18年度に計画されていた修繕のうち、平成19年度以降に繰り延べられているものがあるが、往査時現在、具体的なスケジュールが作成されていない。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、修繕工事の次年度への繰越が生じた場合には、優先順位、予算状況等を勘案し、県と指定管理者で協議のうえ、年度当初にスケジュールを決定することとした。</p>	措置済み
<p>d 施設等関係 (a) 県の貸与備品については、年間2回は自主的に現物実査を行っているとのことであるが、実査の記録を残すようにすべきである。【意見】</p>	<p>平成19年度から、年2回行っている固定資産実査について、その記録を残すこととした。</p>	措置済み
<p>(b) 小口現金の現金実査を実施した証跡及び上司の確認印が認められなかった。その記録</p>	<p>平成19年9月から、10日に一度現金実査を実施し、担当者及び上司の確認及び検印によりその記録を残すこととした。</p>	措置済み

<p>を残す必要がある。【意見】</p> <p>タ 山口県大島青年の家</p> <p>(ア) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>a 指定書附款管理業務実施規程で、管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書ではその一部しか規定されていない。包括協定書は、管理業務実施規程との整合性に留意し作成することが必要である。【意見】</p> <p>b 平成18年度終了後、施設に向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。確実に実施し、その状況を文書により作成し、保存する必要がある。【意見】</p> <p>c 指定管理料は、自主事業収入が増加する見込みの設定により指定期間の終了に向けて徐々に減少する予算を設定している。自主事業の収入見込額が増加しない場合、財源の問題で指定管理者のサービスが安定して提供されなくなる可能性がある。このような状況を回避するためには、県（所管課）は事業計画の達成状況及び財務の状態のモニタリングを行うとともに、利用促進のための支援などを行う必要がある。【意見】</p> <p>d 青年の家は健全な青少年を育成するために設置されており、県と指定管理者は、設置目的との関連で満25歳を超える利用者についてどのように整理するか協議し、検討する必要がある。【意見】</p> <p>e 平成15年度の外部監査の指摘に対する措置の実施状況は十分とはいえないので、指定管理者は、自主事業の実施、また広報活動の充実による団体利用の促進等、利用促進のための施策をより進める必要がある。【意見】</p> <p>f 一般社団法人に移行した有限責任中間法人は、新法の施行日の事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の集結の時までに、その名称に「一</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p> <p>標準的な包括協定書等に規定することを検討する。</p> <p>平成19年度分から、現地確認を実施し、その状況を記載した文書を作成した。</p> <p>モニタリング時に事業計画の達成について評価・検証を行うとともに、施設の実施する事業について県の広報誌等を活用して広報活動を行い、利用促進がなされるよう努める。また、モニタリング時に事業計画の達成について評価・検証を行うとともに、施設の実施する事業について県の広報誌等を活用して広報活動を行い、利用促進がなされるよう努めていく。</p> <p>満25歳を超える者の利用について、関係する規程等の整備など、必要な手続を検討することとする。</p> <p>閑散期における利用促進が図られるよう、新たな研修プログラムの開発や自主事業の広報等を積極的に行っていくこととした。</p> <p>平成21年6月の定期総会で、定款を変更する。</p>	<p>改善途中</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	--	---

<p>般社団法人」という文字を使用する旨の定款変更を行うことの指 導が必要である。【意見】</p>		
<p>(1) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 施設等関係</p>		
<p>(a) 物品使用貸借契約書に添付されている貸付物品一覧表に基づき、一定の抽出基準で現物確認を実施したところ、18台存在するはずの卓球台は、4台しか確認できなかった。</p>	<p>指摘後直ちに、台帳と現物の確認を行った結果、当該14台は、経年劣化による故障・破損により使用不能のため、物品の不用決定を行い、廃棄処分後、台帳整理を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>(b) 指定管理者が購入したカッターポート用のオールについては、オールに「やまぐち青年の家」等と記入するなど、県の貸与物品との区別を明確にする必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、貸付物品及び指定管理者の調達物品の双方に物品標示票等を貼付し、区分を明確にした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 契約関係</p>		
<p>(a) 契約事務において、予算執行何など稟議書、見積書が整備されていなかった。【指摘】</p>	<p>契約事務の事務について適正化を図るため、規程等の整備を検討することとした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(b) 経理規程や決裁権限規定なども整備されていなかった。</p>	<p>同上</p>	<p>改善途中</p>
<p>【指摘】</p>		
<p>c 収入関係</p>		
<p>領収書の印刷を行った総数から使用済みの冊数を控除したものが使用中及び未使用数であることが確認できるように、領収書冊数の受払管理簿を作成し、残冊数の記録と未使用の領収書冊数の照合を行うべきである。</p>	<p>平成19年10月に、領収書の受払管理簿を作成し、取扱いの徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>d 現金管理</p>		
<p>(a) 現金実査は日々、金種表を作成し、上司が確認し、押印をしておく必要がある。</p>	<p>平成19年10月に、金種表、管理台帳等を整備し、日々確認作業を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(b) 多額の現金の保管は、安全管理上リスクが高まるため、金額は必要最低限にするほうが望ましい。【意見】</p>	<p>監査後直ちに、安全管理上のリスクを低減するために、必要最小限の現金管理の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 印紙についても台帳管理が望ましく、管理台帳等の作成を検討する必要がある。</p>	<p>平成19年10月に、管理台帳等を整備した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>e 施設等関係</p>		
<p>貸与備品について、指定管理</p>	<p>次回の指定時には、県と指定管理者双</p>	<p>措置済み</p>

<p>業務開始前に県と指定管理者は双方立会いによる現物確認を行っていない。【意見】</p>	<p>方が立会し、確認を行うこととした。</p>	
<p>f その他 (a) 指定管理の事業年度と法人の事業年度に1か月の相違があることにより、税金の会計処理に困難が生じることもあり、会計上の扱いについて県との打合せが必要である。 【意見】</p>	<p>法人の事業年度の変更を検討することとした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(b) 実態に合わせた会計上の科目に変更する必要がある。 【意見】</p>	<p>法人の会計を実態に合わせた科目に変更することについて検討することとした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>チ 山口県光青年の家</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p>	
<p>(7) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 指定管理者の定款の目的及び事業には、指定書附款管理業務実施規程第7条の別記1の施設の維持管理に関する業務が記載されていない。NPO法人が指定管理業務として公の施設の管理を行うことは、NPO法人本来の事業と同じく重要な事業であり、定款で明確にすることを指導する必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年4月に、公の施設の管理運営を行うことを目的とした定款の変更を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 指定書附款管理業務実施規程で、管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書ではその一部しか規定されていない。包括協定書は、管理業務実施規程との整合性に留意し作成することが必要である。 【意見】</p>	<p>標準的な包括協定書等に規定することを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>c 平成18年度終了後、施設に向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。確実に実施し、その状況を文書により作成し、保存する必要がある。 【意見】</p>	<p>平成19年度分から、現地確認を実施し、その状況を記載した文書を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 年度未近くに大規模修繕工事が発生している。リスク分担では県が負担することになる工事であるが、指定管理者が負担している。指定管理者がリスク分担によらない修繕費の支出を行うことは適切ではなく、突発的な故障等に伴う大規模修繕に対して、県が速やかに対応できる仕組みを検討する必要がある。</p>	<p>突発的な大規模修繕の未然防止のため、修繕費の予算措置にあたっては、今後予測されるリスクなども踏まえた対応を行っている。実際に発生した場合は、緊急度・安全性等を考慮し、県と協議するよう指導する。</p>	<p>措置済み</p>

<p>【意見】</p> <p>e 青年の家は健全な青少年を育成するために設置されており、県と指定管理者は、設置目的との関連で満25歳を超える利用者についてどのように整理するか協議し、検討する必要がある。</p>	<p>満25歳を超える者の利用について、関係する規程等の整備など、必要な手続を検討することとする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p> <p>f 指定管理者は、利用実態に対応した自主事業の実施や積極的な広報活動をより進め、利用促進を図る必要がある。【意見】</p>	<p>自主事業の一環として新たな研修プログラムの開発や広報等を積極的に行うことにより、利用促進に努めている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 収入関係</p> <p>書き損じの領収書は、そのまま領収書発行控に添付し、領収書の使用状況の明瞭性を高める必要がある。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、書き損じについても発行控に残すよう、取扱いの徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 施設等関係</p> <p>(a) 物置台3台、飾り棚1台、小型金庫1台等が不明となっている。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、台帳と現物の確認を行い、台帳整理を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 扇風機1台、ファックス、ガス回転釜等については廃棄処分を行っているが、廃棄等の処分について、山口県物品規則第48条の定めに従っていない。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、全物品の再点検を実施し、物品規則に基づき物品不用決定決議及び物品廃棄決議など必要な事務処理を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 指定管理者が購入する1件5万円以上の備品について複数の業者から見積書を入手していない。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、1件5万円以上の備品について、複数の業者から見積書を徴することとし、物品調達に係る手続の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c その他支出</p> <p>平成19年3月末購入のビデオプロジェクター199,500円は、請求書の日付及び検収書がなかった。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、請求書の日付の確認を行うとともに、今後は日付の記載の確認及び検収書の作成を確実に行うよう徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 収入関係</p> <p>(a) 領収書の印刷を行った総数から使用済みの冊数を控除したものが使用中及び未使用数であることが確認できるように、領収書冊数の受払管理簿を作成し、残冊数の記録と未使用の領収書冊数の照合を行うべきである。【意見】</p>	<p>平成19年9月に、領収書の受払管理簿を作成し、取扱いの徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 包括協定書及び指定書附款管理業務実施規程には、自主事業の取扱いが明確にされて</p>	<p>次回の指定時には、包括協定等において自主事業の取扱いを規定することを検討する。</p>	<p>改善途中</p>

<p>いない。また、自主事業の不足分に指定管理料を充当してもよいという規定もない。今回の指定時には、包括協定書等において自主事業の位置付け及び指定管理料の使用について明確にする必要がある。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>e 施設等関係</p>		
<p>(a) 貸与備品について、指定管理業務開始日前の県と指定管理者の双方の立会いによる現物確認を行っていない。</p>	<p>今回の指定時には、県と指定管理者双方が立会し、確認を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(b) 耐用年数が5年を超える備品を調達している。指定管理料により調達した備品で、耐用年数が指定管理期間を超えるものについては、例えば、次の指定管理者が残存価格で引き継ぐことができるなど、応分の負担において、かつ、指定管理業務の円滑な移行が可能となる仕組みを検討することが必要と思われる。</p>	<p>示された規定例などを参考に、標準的な包括協定書等に規定することを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>f 契約関係</p>		
<p>警備業務及び害虫等防除業務、自家用電気工作物保安業務等の外部委託については、経済性を考慮した契約を行うために、年度ごとに複数の業者から見積書を入手することや、複数年の契約によることの検討を行うべきである。【意見】</p>	<p>平成20年度から、複数業者から見積書を徴収するとともに、害虫等防除などの定型的な業務委託については、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年の複数年契約を締結した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>g その他支出</p>		
<p>職員手当等の必要額に多額の余剰が生じたので修繕工事を行ったという事務の執行には疑問がある。日常から修繕箇所の調査をし、県とのリスク分担を整理の上、修繕計画を立案し、効果的、効率的に経費の支出に努める必要がある。【意見】</p>	<p>年間の施設保全計画書に基づき、優先順位、予算状況等を勘案し、県と指定管理者で協議の上、必要な経費を適正に見積もることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ツ 山口県油谷青年の家</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p>	
<p>(7) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>a 指定書附款管理業務実施規程で、管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書ではその一部しか規定され</p>	<p>標準的な包括協定書等に規定することを検討する。</p>	<p>改善途中</p>

<p>ていない。包括協定書は、管理業務実施規程との整合性に留意し作成することが必要である。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>b 平成18年度終了後、施設に向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。確実に実施し、その状況を文書により作成し、保存する必要がある。</p>	<p>平成19年度分から、現地確認を実施し、その状況を記載した文書を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>c 青年の家は健全な青少年を育成するために設置されており、県と指定管理者は、設置目的との関連で満25歳を超える利用者についてどのように整理するか協議し、検討する必要がある。</p>	<p>満25歳を超える者の利用について、関係する規程等の整備など、必要な手続を検討することとする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>d 県は、平成15年度の外部監査の指摘に対する措置について指定管理者への指導が不十分であると思われる。今後、所管課は指定管理者に対して措置の状況を徹底する必要がある。指定管理者は、利用促進に向けて広報活動の充実等を進める必要がある。【意見】</p>	<p>指定管理者制度の導入により施設利用者数の増、利用率向上を目指していること等、制度の趣旨を指定管理者に改めて徹底し、指定管理者は、積極的な広報活動、団体のニーズにあった予約受付や地域のスポーツ少年団等地元団体との連携強化、カヌー研修の内容向上、効率的な企画事業・自主事業の実施方法等、利用促進に努めていくこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 従来通りの広報活動を繰り返すだけでは大きな効果はないと思われ、効果的な広報活動を検討する必要がある。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 今後のカヌー研修の効果を上げるために利用日だけの記録ではなく、研修状況を具体的に記録することなどの見直しを行い、次回の研修改善につなげていく必要がある。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>g 企画事業については、努力していることは窺われるが、結果は出ておらず、利用者のニーズに合った企画事業の実施が必要である。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>h 閑散期対策として自主事業について新しい試みを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>同上</p>	<p>措置済み</p>
<p>i 緊急漕艇も考えられることから、監視艇利用についても運用に関する規程を作成し、その規程に従ってカッター研修を進める必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年3月に、監視艇の運用に関する基準を整備した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納そ</p>		

<p>【意見】</p> <p>d 情報セキュリティ関係 業務にパソコンを使用しているが、起動時も含めパスワードを設定していない。また、個人のパソコン1台を業務に使用している。パソコンの取扱いについて再確認することが必要である。【意見】</p>	<p>個人情報保護の観点から、平成20年4月からパソコンの使用に際し、パスワードを設定するとともに、個人のパソコンは、業務に使用しないこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>テ 山口県国際総合センター</p>	<p>(主務課 地域振興部国際課)</p>	
<p>(7) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>a 県は、募集要項4(6)で指定管理者と「包括協定」を締結することになっているにもかかわらず、「指定書附款管理業務実施規程」をもって包括協定書に代えている。【指摘】</p>	<p>平成20年7月に、「包括協定」を締結した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 消費税及び法人住民税の指定管理業務会計区分への按分が、適切に行われていない。【指摘】</p>	<p>平成19年度から、按分方法を見直し、各会計区分から適切な負担を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが指定書附款管理業務実施規程第25条第2項で定められているが、記載がない。【指摘】</p>	<p>平成19年度の事業報告書から、剰余金が生じた理由を記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 平成18年度終了後、施設に向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。確実に実施し、その状況を文書により作成し、保存する必要がある。【意見】</p>	<p>平成19年度分から、現地確認を実施し、その状況を記載した文書を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 貸館の貸出しを行う施設の指定管理者の指定時期について、再指定の場合には、指定の時期をもう少し早く、例えば前年の9月にすることなどが考えられないか検討することも必要である。【意見】</p>	<p>次回指定に向け、全体のスケジュール等への影響、現指定管理者のサービスの質の確保等に留意しつつ、引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>f 指定期間最終年度の前受金の取扱いについて、前受金を獲得するまでの指定管理者の営業努力に見合うものについて、一定割合は指定管理者に帰属するという扱いができないか検討することが必要と思われる。【意見】</p>	<p>他施設の状況と併せて、指定管理者の営業努力が継続するように取扱いを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>g 指定管理者は、収入を増やすことにより指定管理料が削減される提案を行っており、利用料金収入の増加を図って、収入見</p>	<p>指定管理者においては事業計画の達成に向けて取り組んでいるが、県においてはサービス低下にならないようモニタリング等により確認を行う。</p>	<p>措置済み</p>

<p>込額の達成に向けて事業を進める責任がある。県（所管課）は事業計画の達成状況及び財務の状態のモニタリングを行うとともに、利用促進のための支援などを行う必要がある。【意見】</p> <p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p> <p>a 施設等関係</p> <p>(a) 「貸与備品一覧」に記載されている自動対外式除細動器一式が、「貸付物品返還通知書」に記載されていない。 【指摘】</p> <p>(b) 駐車場の照明設備525千円の引渡し履行日が平成19年4月2日であるにもかかわらず、平成18年度の指定管理業務の収支に計上されている。 【指摘】</p> <p>b その他支出</p> <p>(a) 平成18年度の消費税について、指定管理に係る特別会計6,727千円と一般会計3,441千円に按分している。按分方法は、課税売上割合に基づいているが、消費税の税額計算からすれば、課税売上高ではなく、仕入税額控除後の金額に基づくものと考えられ、按分方法が適切ではない。【指摘】</p> <p>(b) 法人住民税については、按分計算を行っておらず、指定管理に係る特別会計には負担させていない。【指摘】</p> <p>(c) 年度末の経費の未払計上分について、請求書に日付のないものが7件ある。【指摘】</p> <p>c 収入関係</p> <p>(a) 実習料収入84千円が一般会計に計上されている。実習業務は、一般事務及びコンベンション施設の窓口補助業務等であるが、費用との対応関係から、一般会計だけに計上することが適切かどうか検討する必要がある。【意見】</p> <p>(b) 現金残高が多額にある。多額な現金の保管は安全管理上リスクを伴うものであるため、</p>	<p>指摘後直ちに、自動対外式除細動器一式を「貸付物品返還通知書」に追記した。</p> <p>指摘後直ちに、履行日を訂正した。</p> <p>平成19年度から、仕入税額控除後の金額に基づき按分を行うこととした。</p> <p>平成19年度から、法人住民税について、各会計区分で適切に按分計算を行い、指定管理特別会計からも負担することとした。</p> <p>指摘後直ちに、日付の確認を行い請求書に記載するとともに、今後は日付を記載するよう指導した。</p> <p>平成20年度から、実習業務の内容によって実習料収入を適切な会計区分に計上することとした。</p> <p>監査後は、必要最低限の現金のみ保有することとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	---

<p>保有する現金の適正水準を検討し、可能な限り残高を少なくする必要がある。【意見】</p> <p>(c) 現金は、日々、実査し、上司は確認した証跡を残すようにすべきである。また、抜き打ち的に上司が実査することもルール化すべきである。</p> <p>【意見】</p>	<p>平成20年9月から、現金実査の調書に上司の検印欄を設け証跡を残すとともに、抜き打ち実査を処理フローに明記しルール化した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(d) 総務部保有のチケットの在庫確認については、上司の確認した記録がなかった。上司が確認していることの証跡を残すべきである。【意見】</p>	<p>平成20年9月から、チケットの棚卸票に上司の検印欄を設け証跡を残すこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(e) 現状では、未使用の領収書管理までは行われていない。</p> <p>領収書の印刷を行った総数から使用済みの冊数を控除したものが使用中及び未使用数であることが確認できるように、領収書冊数の受払管理簿を作成し、残冊数の記録と未使用の領収書冊数の照合を行うべきである。【意見】</p>	<p>平成20年4月から、受払簿により未使用の領収書を管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 施設等関係</p> <p>(a) 一般から寄付されている備品があるが、県に帰属するのか指定管理者に帰属するのかの明確な取決めがないまま、指定管理者が受け入れている。</p> <p>【意見】</p>	<p>寄付者の意見を確認して受け入れているところであるが、今後は寄付者の意向を文書により確認することとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 指定管理者制度導入に当たり、貸与備品について、県との立会確認が実施されていない。指定管理業務開始日までに県と指定管理者双方が立会し、貸与備品の有無及びその状況について確認を行うことが必要である。【意見】</p>	<p>平成20年7月に、県と指定管理者との立会確認を実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 耐用年数が指定期間の5年を超える調達備品がある。指定管理料により調達した備品で、耐用年数が指定管理期間を超えるものについては、例えば、次の指定管理者が残存価格で引き継ぐことができるなど、応分の負担において、かつ、指定管理業務の円滑な移行が可能となる仕組みを検討することが必要と思</p>	<p>指定管理業務の円滑な移行ができるよう、次の指定管理者への備品の引き継ぎ方法について検討する。</p>	<p>改善途中</p>

<p>われる。【意見】</p> <p>e 人件費関係 現状では、指定管理特別会計に帰属する職員が国際総合センター全体の維持管理も行っており、人件費を指定管理業務以外の賃貸事業にも相応に負担させる必要があると考える。【意見】</p>	<p>個人ごとに各会計の業務割合の算出が難しいことから、業務全体の割合に応じて個人毎に会計区分を決めているところであり、人件費の応分の負担については、今後、検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>f 情報セキュリティ関係 (a) パスワードの設定は予約管理システム導入時（5年前）から一度も変更されていない。パスワードの変更を検討すべきである。【意見】</p>	<p>平成20年9月から、定期的にパスワードを変更することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) サーバーは、専用のルームではなく、事務室の一角に置いてある。【意見】</p>	<p>今後、サーバー専用ルームの設置を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(c) 現状では、内部者による個人情報を持ち出しはリスクとして想定されていないが、基本協定書との関連で現状のセキュリティ水準が妥当かどうか検討が必要である。【意見】</p>	<p>今後、セキュリティ水準を適宜見直すこととする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>ト 21世紀の森施設</p>	<p>（主務課 農林水産部森林企画課）</p>	
<p>(7) 指定管理者制度の管理事務 a 指定書附款管理業務実施規程では、管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書ではその一部しか規定されていない。包括協定書は、管理業務実施規程との整合性に留意し作成することが必要である。【意見】</p>	<p>標準的な包括協定書等に規定することを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>b 6月2日から7月11日まで保険の未加入期間が発生している。また、保険の適用される施設について確認したところ、ごく一部であるが未加入の施設部分があるとの説明があった。【意見】</p>	<p>平成18年7月に、保険に加入した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 指定管理者は、森林環境教育のための自主事業に関する提案を行っており、施設の利用料金収入の増加と併せて、収入見込額の達成に向けて事業を進める責任がある。県（所管課）は事業計画の達成状況及び財務の状態のモニタリングを行うとともに、利用促進のための支援などを行う必要がある。【意見】</p>	<p>指定管理者は、今後も自主事業を積極的に行い収入の増加に努めるとともに、県においても引き続き支援を行う。</p>	<p>措置済み</p>

<p>d 自主事業の一つとしての事務代行については、契約書を作成していないが、契約書等の整備が必要である。【意見】</p>	<p>指摘後直ちに、契約書を作成した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>e 自主事業が指定管理業務の範囲内のものであるかどうか、事業計画書で確認する必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年度から、事業計画書、指定管理者との協議等により確認を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>f 一般社団法人に移行した有限責任中間法人は、新法の施行日の事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の集結の時までに、その名称に「一般社団法人」という文字を使用する旨の定款変更を行うことの指導が必要である。【意見】</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の際には、定款変更について指導を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務</p>		
<p>a 収入関係</p>		
<p>(a) 利用者に交付していない領収書があった。【指摘】</p>	<p>指摘以後、交付漏れがないよう職員による確認を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 森林学習展示館内の展示施設については、同様な施設が多数あり、員数の7について明確に限定できなかった。早急に調査を行い、物品標示票を貼付するなどの措置が必要である。【指摘】</p>	<p>平成19年9月に、現物について確認するとともに、物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(c) 県貸与備品には、殆ど物品標示票が貼付されていない。【指摘】</p>	<p>指摘後直ちに、物品標示票を貼付した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 人件費関係</p>		
<p>他の法人に依頼した草刈等の作業に対する支出が含まれている。請求書及び領収書の発行者は法人名となっていることから、人件費ではなく維持管理経費である。【指摘】</p>	<p>指摘以後は、維持管理経費で計上することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>c 収入関係</p>		
<p>(a) 領収書については、利用者に交付していないものがあり、領収書の管理状況を改善する必要がある。【意見】</p>	<p>監査以後は、領収書のナンバリングを行い確認することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(b) 自動販売機の手数料収入があり、手数料率は20%であるが、見積り合わせなどにより手数料の率について競争性を高める必要がある。【意見】</p>	<p>見積り合わせ等の導入について検討を行っている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(c) 調達備品の廃棄等の処分については、規程等の定めがな</p>	<p>平成19年9月に、廃棄処分手続に係る規程を策定した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>い。責任者の承認を得て処分すること等を含めた適正な手続を定めておく必要がある。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>d 現金管理</p>	<p>監査以後は、上司が日々確認の上、押印することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>現金実査は、日々、金種表を作成し、上司が確認し、押印しておくことが必要である。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>e 人件費関係</p>	<p>平成19年9月に、インターン制度の基本方針、報酬の考え方等を整備した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>インターン制度の基本方針、報酬の考え方等について定めたものはない。また、仕事の記録簿や評価会議の議事録の作成も行われていない。報酬については、指定管理業務の中で給与手当として支出が行われていることから、これらの整備が必要と考える。【意見】</p>	<p>また、仕事の記録簿や評価会議の議事録の作成についても徹底した。</p>	
<p>f その他支出</p>	<p>指定管理者の事業年度期間について検討を行っている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(a) 指定管理者の事業年度は5月1日から4月30日となっており、指定管理期間と1か月の相違がある。このため、税金の会計処理が困難となっている。会計上の取扱いについて、県との打合せが必要である。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>(b) 電気代の省力化を図るため、他の月との比較や昨年度との比較・検証等を行い、その増減理由を把握しておくことが必要である。【意見】</p>	<p>監査以後、対前年比較等の検証を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>g その他</p>	<p>指定管理者の事業年度期間について検討を行っている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>指定管理の事業年度と法人の事業年度に1か月の相違があることにより、税金の会計処理に困難が生じることもあり、会計上の扱いについて県との打合せが必要である。また、税金の会計処理を簡単にすることのために、可能であれば、法人の事業年度を指定管理期間に合わせて変更することの検討も考えられる。【意見】</p>		

平成13年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
公営企業（企業局）の財務及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 電気事業について (3) 退職金の負担について 退職金の負担については、企業局に勤務していた期間相当分だけを負担するように、知事部局と検討する必要がある。【意見】</p> <p>2 工業用水道事業について (1) 会計処理について 適正な原価計算の観点から、知事部局と企業局の勤続期間に応じた退職給与規程に改定できないか検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 企業局総務課)</p> <p>退職金の負担については、知事部局と検討した結果、平成21年度から在籍期間に応じた負担とすることとした。</p> <p>(主務課 企業局総務課)</p> <p>退職金の負担については、知事部局と検討した結果、平成21年度から在籍期間に応じた負担とすることとした。 なお、負担割合については、知事部局との申し合わせにより決めている。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
精神病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 中央病院事業会計について (現「総合医療センター事業会計」)</p> <p>(2) 監査結果個別事項</p> <p>テ 病院が自主的に作成している科別損益について、皮膚科及び歯科は給与費だけで医業収益を超過している状況であるが、病院経営の観点からも検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>救急医療、急性期医療等を担う県立総合病院として必要な診療科であるため、中期経営計画においても現状の診療科体制とし、収支の改善を図ることとした。</p>	措置済み
<p>2 精神病院事業会計について (現「こころの医療センター事業会計」)</p> <p>(2) 監査結果個別事項</p> <p>ホ 院外業者による理髪営業に関し、院内設置の理髪施設の使用については行政財産の使用許可の手続きを行うか、若しくは委託契約を行う必要がある。【指摘】</p> <p>ユ 県立中央病院と同じく、一般会計繰入金の一部について繰入額に間接費の負担が計上されていない。医師、看護師給与があれば、これらを支える間接人件費、間接経費等、間接費がついて回るが、これらがほとんど考慮されていない。</p> <p>自治体病院の公的負担を明らかにし、一般会計が病院費用の赤字を負担していないかどうかを明らかにするためにも、繰入金収入とこれに対する繰入原価を表示する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>平成21年4月から、行政財産使用許可の手続を行うこととした。</p> <p>一般会計繰入金の対象となる経費のうち間接費部分については、経営状況等に依りて適宜見直すことを前提に、病院に負担させるべきではない経費、若しくは回収困難と認められる経費でないという判断を行い、算入しないこととした。</p>	措置済み

(そ の 3)

- 第1 包括外部監査の特定事件
財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
---------	-----------	------

<p>2 山口県漁業信用基金協会</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア 平成11年度より、当期損益はマイナスの状態が続いている。今後の経営方針について、国及び県が策定する漁業政策を根拠に漁業の将来展望を基本にして、それに沿った資金投資をアドバイスし、その上で融資、すなわち投資する方向性を示すべきである。【指摘】</p> <p>ウ 保証業務について</p> <p>(ウ) 求償権について</p> <p>a 回収手続について 求償権に対する違約金の減額・減免について、当別な事情について明示したものがなく、何らかの基準が必要と考える。 【意見】</p> <p>オ その他の指摘事項</p> <p>(ク) 計算書類を分かり易く報告するというアカウンタビリティからの指摘事項</p> <p>b 計算書類に対する注記について 有価証券の評価方法、求償権償却引当金の計上方法、保証責任準備金の計上方法については、経理規程では規定されていないが、会計上重要な科目であることから、会計方針として注記することが望ましい。【意見】</p>	<p>(主務課 農林水産部水産振興課)</p> <p>平成20年度から、業務報告書に経営方針等の協会経営に関する重要な課題を記載することとした。</p> <p>求償権に係る回収措置の緩和については、求償権償却基準を準用し、理事会の承認を受けて実施することとし、透明性の確保を図った。</p> <p>平成20年度から、会計方針を注記することとした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	-------------------------------------

平成17年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
1 人件費関係 (1) 教職員人件費について カ 人事管理 (イ) 栄養士について 栄養士が正規職員でなければならぬと規定されたものはなく、栄養士としての役割が、正規職員であれ臨時採用の職員であれ同じように遂行されるということであれば、効率性の観点から採用の区分について検討する必要がある。 【意見】	(主務課 教育庁教育政策課) 食育の大切さや食数及び児童生徒の状況と、効率性の面を考慮した採用計画を策定しており、平成20年度末退職者の補充については、臨時採用の職員を充てることとした。	措置済み

(その 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件
 山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
4 山口県立美術館 (1) 利用状況 イ 企画展開催状況 (ア) 共催展は、共催者にとって、社会文化事業としての展覧会の開催に当たり、他県と比較して収支が悪いこととなれば、山口県での開催が少なくなることも考えられ、県として、無料であるために開催上不利となる額の負担等の検討が必要である。【指摘】 (ウ) 財務執行の透明性を確保する観点からすれば、今後、実行委員会方式を採用する場合は、追加支出という方法ではなく、児童生徒や高齢者の有料化も検討する必要がある。	(主務課 環境生活部文化振興課) 共催展の開催に当たって支障が生じないよう、展覧会の収支状況等を勘案した上で、平成21年度から無料対象者の有料化を行うこととした。 平成21年度から実行委員会方式を採用する場合は、無料対象者の有料化を行うなど、展覧会収支の改善を図ることとし、原則として追加支出は行わないこととした。	措置済み 措置済み

<p>ある。【指摘】</p> <p>5 山口県立萩美術館・浦上記念館 (2) 共催展の収支決算 平成16年度の共催展は、いずれも当初の出資金額の回収はできていない。したがって、展覧会における収支の改善、特に有料入館者の増加の方策を検討する必要がある。【指摘】</p> <p>(10) 委託契約事務 ア 出資の会計処理について、当初の出資及び追加出資ともに委託料（業務委託）として取り扱っている。これに対し、出資の払い戻しの場合には、雑入で処理を行う。取引の内容からすれば、出資は委託料ではなく展覧会費等、また、出資の払い戻しは、雑入ではなく展覧会収入等の科目を用いることがより実態を表していると考えられる。【指摘】</p>	<p>（主務課 環境生活部文化振興課）</p> <p>平成21年度開催の共催展から、展覧会収支の改善に向けて無料対象者の有料化を行うなど、有料入館者の増加策を講じることとした。</p> <p>実態を反映した科目設定の可否について検討を行ったが、歳入歳出科目については、地方自治法施行規則第15条に定められており、出資金及び出資払戻金の会計処理については、省令に定めるもののうち、従来から使用している科目によることが適当と判断した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	-------------------------

平成18年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

第1 包括外部監査の特定事件

試験研究機関の財務事務

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 試験研究機関全般</p> <p>(1) 備品として取り扱う金額の基準について(効率性の観点)</p> <p>イ 現物管理が適切に行われるように、1年1回は棚卸を行うことを物品規則に定めることを検討すべきである。【意見】</p> <p>(8) 組織及び運営に関する意見</p> <p>イ 行政評価が適正に行われるためには、行政活動分野ごとの正確かつ客観的なコストの把握(行政コスト計算書の作成)と、行政活動の成果を定量的・定性的に評価する指標の研究が必要である。なお、行政評価の目的は効率性の判断のみではないが、効率性を判断する場合の材料として、県で統一した基準により行政コスト計算書を作成し、行政評価に活用されることが望まれる。【意見】</p> <p>3 山口県産業技術センター (現「地方独立行政法人山口県産業技術センター」)</p> <p>(2) 業務委託契約等に関する財務事務</p> <p>イ 業務委託契約の予定価格の積算について</p> <p>これまで庁舎積算マニュアルに基づき積算を行っているが、こうした予定価格と契約金額が大きく乖離することが継続する場合、これに加えて、業務の実態や過去の入札執行結果等、同種及び同規模の施設における積算、契約金額を調査するなどして、予定価格の積算について検討していく必要がある。【意見】</p> <p>(5) 物品管理</p> <p>イ 未使用の機器について</p> <p>今後使用する見込みのない可能性</p>	<p>備品の適正管理を図る観点から、監査意見等を踏まえ、平成21年4月に物品規則を改正し、各所属において「課長等は毎年度1回検査職員に、保管物品について検査させ、検査結果を課長等に報告しなければならない」旨を規定した。</p> <p>行政コストについては、必要性、費用対効果を十分に精査、検証し、予算編成に反映するとともに、予算の執行に当たっては行政コスト節減対策実施要領に基づき適正に実施及び評価していく。</p> <p>(主務課 商工労働部新産業振興課)</p> <p>予定価格の決定に当たっては、庁舎管理積算マニュアルを基準として、過去の契約状況や他所属の積算等を参考に、業務の実態等も考慮した適正な予定価格の積算に努めている。また、予定価格と契約金額が大きく乖離する事態が生じた場合には、予定価格の積算方法に改善すべき点があるかどうかについての検証を行い、改善すべき点があれば、改善を行うこととしている。</p> <p>産業技術センターで所有する機器等の</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>について検討し、使用の見込のないものは、保管転換等の処理が困難なものを除き、速やかに物品規則第45条に定める不用の決定を行い、時価による売り払いを行うなど、適時適切な処分に努める必要がある。</p>	<p>資産については、独立行政法人化に伴い独立行政法人に引き継ぐこととなっているため、平成20年度において、現況及び使用状況の調査を行った。</p>	
<p>【意見】</p>	<p>この調査の結果を踏まえ、破損等により使用不能となっているもの等については、平成20年度末で不用の決定を行い、適切に処分した。</p>	
<p>ウ 備品の持ち出しについて 産業技術センター以外で使用する 場合の使用期間、そして物件の所在 を明確にし、所在不明の際の責任が 曖昧となることを防止するために、 許可を得て持ち出したことを証明す る書類を作成する必要がある。</p>	<p>開放機器の持ち出し利用については、 独立行政法人が平成21年4月に制定した 「開放機器利用規則」により制度化し、 借用書の徴求により使用期間、使用場所、 使用責任者を確実に把握することとし た。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>	<p>また、利用者が遵守すべき事項や紛失 ・破損等の場合の弁償等の対応を同規則 に規定することで、備品の適切な管理に 資するよう配慮した。</p>	
<p>(7) 組織及び運営に関する意見</p>	<p>研究評価の対象範囲については、独立 行政法人が平成21年4月に制定した「研 究開発の管理に関する要綱」において規 定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 研究開発について a 実際の運用では評価するものと 評価しないものがあり、評価の対 象範囲を明文化する必要がある。</p>	<p>(主務課 農林水産部農業振興課)</p>	
<p>【意見】</p>	<p>萩柑きつ試験場分場長公舎は平 成5年4月以降未利用の状態が続 いており、今後も使用見込みがな い。処分を検討する必要がある。</p>	<p>措置済み</p>
<p>4 山口県農業試験場 (現「山口県農林総合技術センター」)</p>	<p>萩柑きつ試験場は、平成21年4月1日 をもって萩市に譲渡した。</p>	
<p>(4) 公有財産管理</p>		
<p>ウ 未利用土地について (イ) 萩柑きつ試験場分場長公舎は平 成5年4月以降未利用の状態が続 いており、今後も使用見込みがな い。処分を検討する必要がある。</p>		
<p>【意見】</p>	<p>外部資金の積極的な確保及び活用を図 るため、平成19年4月に、基本的な考え 方やルール等について「農林総合技術セ ンター受託研究事業取扱要領」を策定し た。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(8) 組織及び運営に関する意見</p>	<p>(主務課 農林水産部畜産振興課)</p>	
<p>オ 外部研究資金導入による財源確保 について 外部研究資金受入れの対策は行っ ているが、外部資金導入のための規 程が設けられておらず、基本方針等 を定め、その方針に基づいて規程を 作成し、対応する必要がある。</p>	<p>特許権の有効活用に向け、農林総合技 術センター食品加工研究室において、民 間企業での製品化に向け、製品のレベ ルアップについて研究することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>5 畜産試験場 (現「山口県農林総合技術センター」)</p>		
<p>(2) 知的財産権に関する財務事務 販売については、実施許諾先に負う ところが多いが、取得した特許権の有 効活用についてどのように推進するの か更に検討を要する。【意見】</p>		

<p>(6) 組織及び運営に関する意見</p> <p>エ 牧場の管理について 財政状況が厳しい中、一層の効率的運営に努める必要がある観点から、牧場の管理について外部委託の可能性を検討する必要がある。【意見】</p> <p>ク 外部研究資金の導入による財源確保について 外部資金を導入するためには、畜産試験場の研究成果を研究概要、シンポジウム等で広く全国に情報発信する必要があり、このためには外部資金導入に関する基本方針や施策等についての規程を定め、取り組む必要がある。【意見】</p>	<p>平成20年度から、内稲醗酵粗飼料の生産について地元の営農集団に外部委託した。</p> <p>外部資金の積極的な確保及び活用を図るため、平成19年4月に、基本的な考え方やルール等について「農林総合技術センター受託研究事業取扱要領」を策定した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>6 山口県林業指導センター (現「山口県農林総合技術センター」)</p> <p>(7) 組織及び運営に関する意見</p> <p>カ 外部研究資金の導入による財源確保について (ア) 本来果たすべき試験研究業務が阻害されることのないよう、外部研究資金の導入に関する基本方針を明文化し、その方針に照らして研究目的をチェックするなどの体制を整備することが必要である。【意見】</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p> <p>外部資金の積極的な確保及び活用を図るため、平成19年4月に、基本的な考え方やルール等について「農林総合技術センター受託研究事業取扱要領」を策定した。</p>	<p>措置済み</p>

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件
人材養成・職業訓練機関の財務事務
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 人材育成、職業訓練機関全般</p> <p>(6) 個人情報等のセキュリティ管理</p> <p>ア セキュリティ基準について 衛生看護学院を除きセキュリティの具体的な基準が定められていない。 個人情報等の消失リスク及び漏出リスク等を低減させるためには、セキュリティの具体的な基準を定め、目標とすべきセキュリティ水準が維持されるように管理する必要がある。【意見】</p> <p>イ 個人情報等の消失リスク 個人情報等の消失リスクを軽減す</p>	<p>農業大学校においては平成20年9月に、東部及び西部高等産業技術学校においては平成21年3月に、個人情報管理に関する要領を策定し、情報セキュリティ管理の徹底を図っている。 なお、萩看護学校については平成20年度に措置済みである。</p> <p>同上</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>るため、バックファイルの取得方法を 手続書として作成し、関係者に周 知するか、あるいはチェックリスト を作成してセキュリティ意識を高め る工夫をする必要がある。【意見】</p> <p>(7) 組織及び運営に関する意見</p> <p>ア 現状では行政コスト計算書は作成 されているが、分析・評価の段階に はなく、今後有効に活用するための 方策の検討が必要である。【意見】</p> <p>イ 行政活動の成果を定量的・定性的 に評価する指標の研究が必要である。 なお、行政評価の目的は効率性の 判断のみではないが、効率性を判断 する場合の材料として、県で統一し た基準により行政コスト計算書を作 成し、行政評価に活用されることが 望まれる。【意見】</p>	<p>行政コストについては、必要性、費用 対効果を十分に精査、検証し、予算編成 に反映するとともに、予算の執行に当た っては行政コスト節減対策実施要領に基 づき適正に実施及び評価していく。</p> <p>同上</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>3 山口県立衛生看護学院</p> <p>(4) 組織及び運営に関する意見</p> <p>ウ 衛生看護学院の役割の遂行</p> <p>(ア) 看護職員の需要増が見込まれる ことに対応して、質の高い看護職 員を養成するために、養成業務の 充実強化を図っていく必要がある。 【意見】</p> <p>(イ) 看護教育の質の向上の観点</p> <p>フ 看護職員の早期離職という現 実に対して、卒業までに実習で 技術経験をさせ、技術チェック をする等の点に留意する必要が ある。【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>国において、看護実践能力の強化を目的 として看護教育カリキュラムが改正さ れたことを踏まえ、教育計画の見直しを 行い、平成21年度入学生から適用してい る。</p> <p>同上</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>4 山口県立萩看護学校</p> <p>(5) 組織及び運営に関する意見</p> <p>ウ 萩看護学校の役割の遂行</p> <p>(イ) 実習指導について</p> <p>ク 卒業後に学生が看護業務の困 難さを感じるようになる ように、基礎看護技術の習得を 基本に技術経験を積ませる必要 がある。そのためには実習をよ り充実させる必要がある。また、 学生が卒業後、臨床現場におい て精神面で問題が生じないよう に、教育内容について実践教育 への配慮がより一層必要である。 【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>国において、看護実践能力の強化を目的 として看護教育カリキュラムが改正さ れたことを踏まえ、教育計画の見直しを 行い、平成21年度入学生から適用してい る。</p>	<p>措置済み</p>

<p>7 高等産業技術学校共通</p> <p>(2) 組織及び運営に関する意見</p> <p>ク 高等産業技術学校の役割の遂行</p> <p>(ア) 訓練生の満足度調査の必要性</p> <p>高等産業技術学校が提供するサービスの質について、受講者の満足度をアンケート調査等により把握し、その結果を分析し、サービスの質の向上に反映できる仕組みを検討する必要がある。【意見】</p>	<p>(主務課 商工労働部労働政策課)</p> <p>平成20年度から、すべての訓練科においてアンケート調査を行っており、その結果を訓練科の担当者や委託先に周知し、対応が必要なものについては所要の措置を講じている。</p>	<p>措置済み</p>
---	---	-------------